

環境保全

1	環境保全活動の推進	223
2	緑の保全と 緑化の推進	228
3	水環境の保全	229
4	ごみ処理	234
5	し尿処理	242
6	環境総合研究所	244

1 環境保全活動の推進（環境企画課）

（1）環境保全

ア 概 要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取組みを推進するべく、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水・緑、都市景観保全などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成13年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第2次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、21世紀のふるさとの望ましい環境づくりの指針としたものである。また本計画は、計画期間を10年間として策定されているが、平成17年度に社会情勢の変化や急激な地球温暖化の進展など新たな環境問題へ対応するため、目標、施策の見直しを行い、計画の推進を図っている。

長期目標

- ・自然と共生する風格ある「森の都」をつくる
- ・環境負荷の少ない循環型の社会をつくる
- ・地球市民を育てすべての者の参加と協働を実現する

目標達成のための基本方針

- ・環境問題に対して自覚と責任をもち実践する人を育てる
- ・環境保全型の社会経済へ転換していくしくみづくりを進める
- ・様々な主体が協力し合う「協働」の取組みを進める

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

廃棄物や河川・地下水等の身近な環境問題や、地球温暖化など地球規模の環境問題をテーマとして環境フェアを

開催し、市民に対する啓発活動を行っている。また、ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊のほか、学校教育現場と連携を密にしながら、小学生を対象とした体験学習型の環境教育を実施している。

また、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図り、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

② 事業者の環境配慮促進

ISO14001の認証取得のほか、事業者に対して「事業所グリーン宣言」事業の実施や中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証・登録の支援を行うなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取り組みを進めている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、平成17年度に1回目の更新、平成20年度に2回目の更新を行っている。

また、市の全組織を対象範囲として、本市の事務事業に関する温暖化対策の実行計画である「熊本市役所グリーン計画」を平成13年度に策定。平成18年度には「第2次熊本市役所グリーン計画」を策定し、引き続き計画の推進に取り組んでいる。

④ 地球環境問題への対応

地球環境問題の中でも、最も重要かつ喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、地域からの対応を進めるため、市民に対しては「市民CO₂ダイエットクラブ」への参加呼びかけ、事業者に対しては事業所グリーン宣言事業や「エコアクション21」の認証・登録の支援を行い、省エネ・省資源を目指した実践的な行動の推進を図るとともに、全庁的な連携に努め、温暖化対策に取り組んでいる。

また、平成15年度末には「熊本市地域新エネルギービジョン」を策定し、庁内あるいは市域における新エネルギーの普及・促進にも取り組んでいる。

さらに、地球温暖化対策を総合的に推進するため、平成21年4月に温暖化対策室を設置し、「低炭素都市づくり戦略計画」を策定するとともに、その計画実行を全庁的に取り組んでいくこととしている。

⑤ パートナリーシップによる環境保全活動の推進

「第2次熊本市環境総合計画」の推進母体として、平成14年度に市民、事業者、市から構成される市民協働組織「エコパートナーくまもと」が設立され、身近な廃棄物問題や地下水問題から地球温暖化に象徴される地球規模の環境問題まで、それぞれのテーマに応じてワーキンググループ（作業部会）を形成し、環境保全活動の推進に取り組んでいる。

オ 審 議 会

環境審議会（平成元年1月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 20人（任期2年）

開催回数 全体会2回（平成20年度）

力 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 0回（平成20年度）

キ 公害苦情処理件数

平成20年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数163件と前年度と同数だった。種類別の割合を見ると、騒音が31%と最も多く、次いで水質汚濁26%、大気汚染が25%、悪臭が13%となっている。

苦情の内容は、騒音関係では建設工事、水質汚濁関係では油流出事故、大気汚染関係では廃棄物の野外焼却に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数（平成16年度～平成20年度）

種 別 \ 年 度	16	17	18	19	20
大 気 汚 染	32	37	39	37	41
水 質 汚 濁	41	28	55	56	42
騒 音	47	31	45	42	51
振 動	5	2	1	3	6
悪 臭	20	18	25	23	22
そ の 他	5	2	1	2	1
計	150	118	166	163	163

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、事前指導を行っている。

平成20年度の事前指導件数 466件

（2）大気保全

ア 概 要

熊本市は、さわやかな空気や澄みきった青い空に恵まれた、住みよいまちである。

しかし、最近は、光化学オキシダント、自動車排ガス中の浮遊粒子状物質やベンゼン等による大気汚染が新たな問題として顕在化しつつある。

このような中、本市では、7カ所の大気汚染測定局（一般環境5局、自動車排出ガス2局）で大気汚染の常時監視を行うとともに、工場や事業場に立入調査等を実施し、ばい煙等の監視指導に努めている。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去5年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成20年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の4項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、全国的に見られるように、例年一般局5局とも環境基準未達成となっている(平成19年度全国達成率0.1%)。平成17年度までは「光化学スモッグ注意報」の発令基準である0.12ppmを超えたことはなかったが、平成18年6月に熊本県下で初めて熊本市に光化学スモッグ注意報が発令された。平成20年度においては、熊本県内で、光化学スモッグ注意報の発令はなかった。

環境基準達成状況(平成16年度～平成20年度)

測定項目	二酸化硫黄					二酸化窒素					浮遊粒子状物質					光化学オキシダント					一酸化炭素				
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。					1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。					1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。					1時間値が0.06ppm以下であること。					1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				
環境基準による大気汚染の評価	長期的評価					長期的評価					長期的評価					短期的評価					長期的評価				
	1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。					年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。					1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。					1時間値が0.06ppm以下であること。					1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。				
年度	16	17	18	19	20	16	17	18	19	20	16	17	18	19	20	16	17	18	19	20	16	17	18	19	20
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	錦ヶ丘局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	古町局	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	天明局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

注2 一般局：一般環境大気測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

注3 京町局は、平成18年度から測定開始。平成17年度までは、花畑局での測定結果。

② 対策

本市の大気汚染の主原因である自動車排気ガスの低減化を図るため、エコドライブや低公害車等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

ばい煙発生施設を設置している工場・事業場は、平成20年度末で737件あり、ばい煙発生施設の9割以上が冷暖房や給湯用のボイラーである。平成12年1月から「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、法の適用を受ける廃棄物焼却炉の設置事業場に対して、排出基準の遵守とダイオキシン類の自主測定の監視指導を行い、ダイオキシン類の排出削減に努めている。

エ 自動車交通公害防止対策

熊本都市圏（熊本市及び周辺15市町村）における自動車交通に起因する大気汚染や騒音の防止と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、平成9年度に熊本県と熊本市が共同で策定した「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」（計画年度：平成9年度～平成17年度）を基に取り組んできたが、この計画期間終了後は、この計画における自動車交通公害防止対策の考え方を踏まえ自動車の騒音常時監視、公用車への低公害車導入、エコドライブ、自転車利用促進等の取組みを進めている。

① 現況

二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成しており、浮遊粒子状物質についても、平成20年度は環境基準（長期的評価）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成18年度から5カ年間で市内幹線道路の全評価対象区間（約120区間）を実施することとしている。

平成20年度自動車騒音環境基準達成率 80.9%（27区間平均）

② 対策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発、公共交通機関や自転車の利用促進等の取組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

平成20年度は都市中心部及び固定発生源周辺の11地点において、夏期と冬期の2回、大気中のダイオキシン類の測定を行ったが、全測定地点とも環境基準を達成していた。また、廃棄物焼却炉施設に対しては、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

ベンゼン、テトラクロロエチレン、水銀等の重金属類など17種類の有害大気汚染物質について、一般環境（1地点）と幹線道路沿い（3地点）の計4地点で毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。

ここ数年、沿道3地点でベンゼンが環境基準（ $3.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過していたが、平成20年度は1地点のみの超過になっており、改善が見られた。

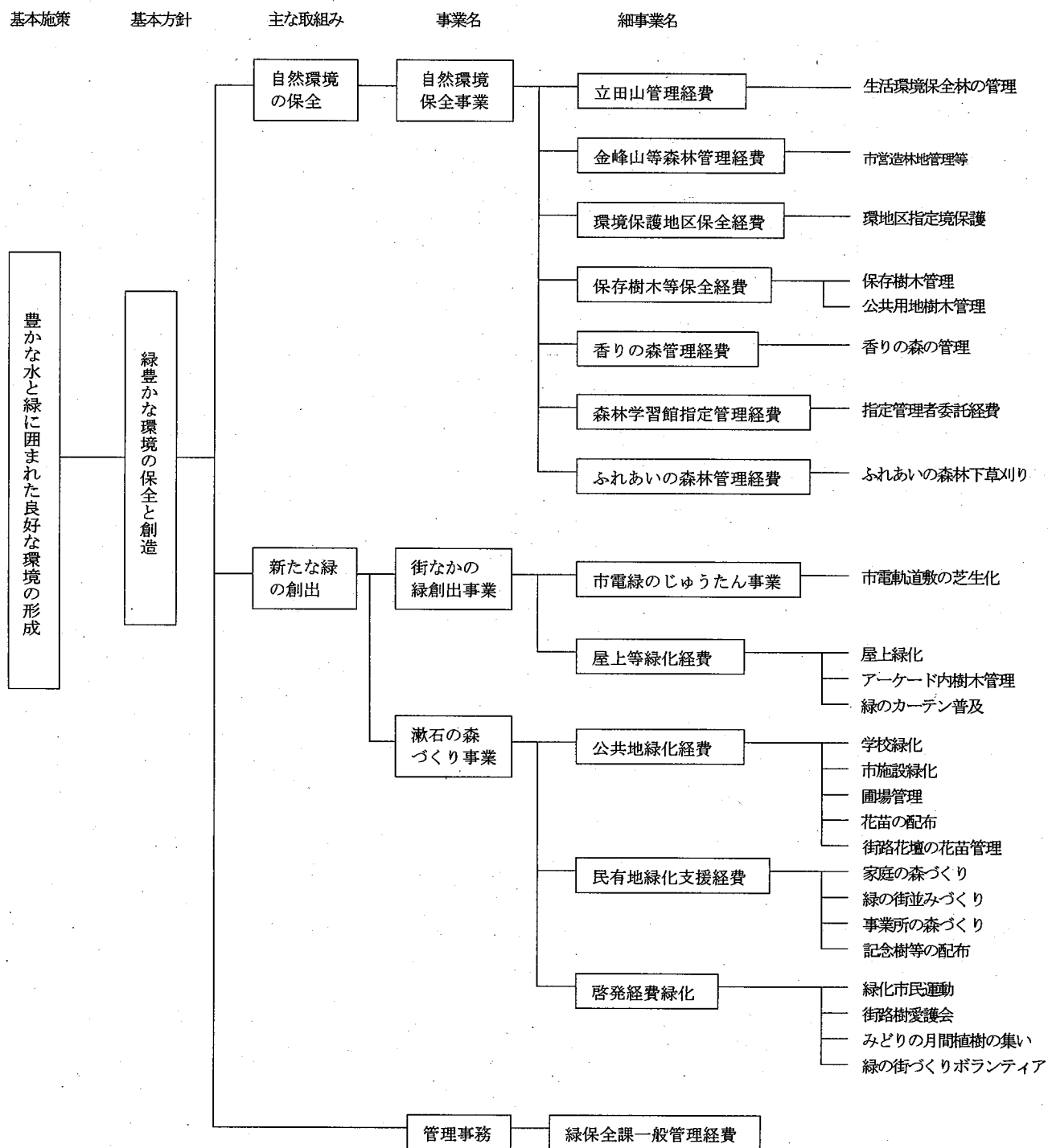
2 緑の保全と緑化の推進（緑保全課）

（1）概 要

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、すでに37年目を迎え、市民の関心と理解を得て、着々とその成果をあげているところである。

さらに平成元年3月28日制定の「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成17年3月に策定した「熊本市緑の基本計画」、平成21年3月に策定した「第6次総合計画」に基づき、自然と共生する環境に恵まれた都市となることを目指し、豊かな水と緑のもとで文化が息づく都市づくりを市民協働で進めている。

（2）緑の保全と緑化の推進に関する事業体系図



(3) 事業実施状況

(平成20年度)

事業名		事業概要	備考
公共樹木保全		保存樹木の指定及び管理、公共樹木の管理	保存樹木管理本数 605本
立田山憩の森管理		立田山憩の森の管理 (清掃、下草刈り、施設整備等)	150ha
金峰山等森林管理		「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する 経費負担、市営造林地管理	
香りの森管理		香りの森の管理 (除草、清掃、樹木の維持管理)	4.1ha
自然環境保全		環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金 の運用	環境保護地区数 14カ所 開発行為事前協議件数 74件
公共 地 緑 化	学 校 緑 化	新設校、未整備校の植栽等	城西小学校外 13校
	市 施 設 緑 化	新築施設、未整備施設の植栽等	天明総合支所 外 9施設
	建 築 物 緑 化	屋上緑化モデル施設の管理	幸田市民センター
	圃 場 管 理	城山・花園圃場の管理	
漱 石 の 森 づ く り	家 庭 緑 化	家庭の森づくり補助、緑の街並みづくり補助、記念樹配布	家庭の森づくり補助件数 100件 緑の街並みづくり補助件数 27件 記念樹配布数 887本
	事 業 所 緑 化	事業所の森づくり補助	事業所の森づくり補助件数18件
中心市街地緑化		下通アーケード内樹木の管理、市電軌道敷プランター管理、 屋上やベランダの緑化への補助	屋上等緑化補助件数 5件
花いっぱい作戦		地域・市施設等に花苗の配布(メランポジュウム・パンジー等)、 花壇及びフラワーボットの設置、草花植栽管理	花苗配布(自治会等)数 287,000株
「みどりの月間」 の植樹の集い		「みどりの月間」を記念して植樹の集いを実施 (会場：銭塘小学校)	約 290人参加
緑 化 啓 発		市民運動による地域環境緑化活動の促進、緑の街づくりボラン ティアの育成、緑の募金運動の促進、緑化コンクールの実施ほか	緑化市民運動 20カ所 緑化コンクール応募数 50件
ふれあいの森林管理		「ふれあいの森林」の施設管理、ファミリーデイキャンプ開催	森林学習館利用者 4,082人

3 水環境の保全(水保全課)

(1) 概 要

本市は、68万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議(昭和51年3月)され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定(昭和52年9月)し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成19年8月に「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。更に、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し(平成20年7月施行)、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣13市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川、及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

平成20年6月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取組みが評価され、第10回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同年6月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成21年3月に、従来の熊本市地下水量保全プランを見直し、熊本市地下水保全プランを策定し、水量と水質の両面から、市民や事業者等と一体となって地下水保全に取り組んでいくこととしている。

(2) 水量の保全

ア 節水市民運動の推進

平成16年度に節水推進パートナーシップ会議を設置し、全市的な節水市民運動を企画・展開している。市民運動の展開にあたっては、「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、多くの会員を募り、会報誌の配布等を通じて、広く節水を呼びかけている。特に、平成20年度からは7月から9月を節水強化月間として、月ごとにテーマを決め、市民一人一日の生活用水使用量－10%を目標に節水を呼びかけている。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在22カ所35本（大津町を含む）の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成6年に市庁舎前に「地下水情報板」を設置し、当日の地下水位と過去の水位との比較を表示している。

② 年間地下水採取量の集計

用途		年度	15	16	17	18	19
上水道用	井戸本数(本)		92	92	92	91	90
	一日平均採取量(m ³)		236,235	232,610	230,755	227,724	225,034
	年間採取量(m ³)		86,462,042	84,902,582	84,225,487	83,119,168	82,362,608
農業・水産 ・養殖用	井戸本数(本)		1,135	1,114	1,098	1,083	1,067
	一日平均採取量(m ³)		30,156	30,076	29,577	26,720	26,356
	年間採取量(m ³)		11,037,133	10,977,650	10,795,683	9,752,656	9,646,190
工業・建築物 ・家庭用等	井戸本数(本)		1,089	1,072	1,057	1,042	1,029
	一日平均採取量(m ³)		48,173	48,108	47,085	45,491	46,205
	年間採取量(m ³)		17,631,172	17,559,491	17,186,076	16,604,311	16,911,007
合計	井戸本数(本)		2,316	2,278	2,247	2,216	2,186
	一日平均採取量(m ³)		314,564	310,794	307,417	299,935	297,595
	年間採取量(m ³)		115,130,347	113,439,723	112,207,246	109,476,135	108,919,807

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として白川、緑川等の上流域である水源地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和28年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年2月に策定した。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成20年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約668haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など6町2村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成21年4月1日現在）

○所在地別

所在地	面積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流域別内訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
鹿本郡植木町	1.51		1.51			1.51
菊池郡大津町	325.51	325.51				325.51
下益城郡美里町	19.04		19.04		19.04	
上益城郡山都町	60.62	22.97	37.65		60.62	
御船町	21.96		21.96		21.96	
阿蘇郡西原村	140.45	131.29	9.16	70.99	69.46	
南阿蘇村	48.14	41.20	6.94	48.14		
高森町	50.37	50.37		50.37		
合 計	667.60	571.34	96.26	169.50	171.08	327.02
構成比〔所有形態・流域別〕 (%)		85.6	14.4	25.4	25.6	49.0

○樹種別

分類	樹 種	面積 (ha)	構成比 (%)
針 葉 樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチョウ	359.55	53.9
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	291.08	43.6
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.7
そ の 他	無立木地	5.32	0.8

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成8年度、10年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度・12年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度から15年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成20年度は、472ha・月の転作田で湛水が実施され、1,416万㎡のかん養効果があったと推計された。

② 雨水浸透施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、雨水貯留施設やビニールハウス雨水浸透施設に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、計240本の井戸を対象に地下水の環境基準適合状況を調査している。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする定期モニタリング調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

(平成20年度)

有機塩素系化合物	ベンゼン	硝酸性窒素	砒素	ふっ素	ほう素
13本	1本	16本	13本	20本	1本

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川；24地点、海域；6地点）の環境基準適合状況を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、主要地点で年に数回調査を実施しているが、平成20年度は全ての地点で、環境基準を達成していた。生活環境項目は、水域ごとに、河川は6類型、海域は一般項目に関する基準3類型と全窒素、全燐に関する基準4類型が設定されており、環境基準点で環境基準適合状況を評価している。河川、海域ともに水質に大きな変化は見受けられないが、全体的に改善傾向にある。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。

(平成20年度)

河 川 名	測定地点名	BOD 生物化学的 酸素要求量	DO 溶存酸素	SS 浮遊物質
白 川	吉 原 橋	0.8	9.7	5
堀 川	坪井川合流前	3.6	9.0	11
坪 井 川	堀 川 合 流 前	0.9	9.2	7
	上 代 橋	7.0	6.6	9
	千 金 甲 橋	3.4	6.4	25
井 芹 川	山 王 橋	2.2	9.2	8
	尾 崎 橋	2.4	9.4	11
天 明 新 川	六 双 橋	2.2	7.0	13

(注) 単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値

③ 化学物質汚染調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成20年度は、公共用水域の水質（7検体）・底質（7検体）、地下水の水質（5検体）及び土壌（4検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

有機塩素系化合物による汚染地区14カ所のうち5地区で、「揚水ばっき処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水浄化が実施されている。対策実施後、地下水濃度は急激に減少しているが、なお環境基準を超過している。このほか、2地区でガソリン汚染浄化対策を行っている。

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

熊本県が平成17年に「熊本地域硝酸性窒素削減計画」を策定したことを受け、市域の具体的対策を盛り込んだ「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」を平成19年に策定した。本計画に基づき、窒素負荷量の削減などの発生源対策、窒素流通対策、啓発対策を推進している。

③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている特定事業場に立入調査をし、排水の検査を行っている。排水基準を超過しているときは、改善命令等を行っている。

(平成20年度)

法 令 名	届出事業場数	排水規制事業場数	延べ立入検査事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	821	67	75
熊 本 県 地 下 水 保 全 条 例	79	12	12

(4) 広域的な保全対策

本市を含む13市町村において、平成3年3月に（財）熊本地下水基金を設立し、水源涵養林の造成・整備及び地下水涵養に関する助成等に取り組んでいる。平成8年度には、水源涵養林として阿蘇郡西原村の山林約34haを取得している。また、熊本県と熊本地域13市町村で構成する熊本地域地下水保全対策会議と連携し、熊本地域が一体となった地下水保全対策を推進している。

4 ごみ処理

(1) 概 要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成16年3月にごみ処理基本計画（ごみ減量・リサイクル推進基本計画）を策定した。この基本計画及び毎年定める実施計画に基づき、全市域を対象に一般廃棄物（ごみ）の処理を行っている。

また、環境保全の観点から、「ごみ減量・リサイクル」を推進するため、資源物等再資源化推進事業をはじめ、再生資源集団回収助成事業、生ごみ堆肥化容器購入費助成制度等を実施するとともに、総合的な環境啓発の拠点として、平成9年5月に熊本市リサイクル情報プラザをオープンした。

さらに、平成13年10月から、ごみ処理費用の公平性を高めるとともに、物の長期使用を促しごみの発生を抑制すると同時に市民サービスの向上も図るため、大型ごみ収集を事前申込制（有料・戸別収集）に変更した。そして埋立地の延命化策として、平成14年8月からは不燃性大型ごみからの金属回収を始めた。平成17年9月から破碎・選別機を導入した。また、平成19年4月より、扇田環境センターにおける埋立管理業務を行財政改革推進計画に基づき民間委託を実施し、平成20年3月末に蓮台寺クリーンセンターを廃止した。

「家庭ごみ有料化」については、平成20年12月の市議会において、「熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正案が可決され、平成21年10月1日から施行されることとなった。

(2) 収集及び処理量（廃棄物計画課）

ア 収 集 量

(単位：t)

区分 \ 年度		16	17	18	19	20
直 営	北 クリーンセンター 部	44,842	38,925	38,337	37,047	32,549
	西 クリーンセンター 部	52,990	44,464	44,050	42,849	40,700
	東 クリーンセンター 部	48,562	49,061	47,938	46,613	41,164
	蓮 台 寺 クリーンセンター	4,533	4,788	4,766	4,199	—
委 託 収 集		23,054	36,760	35,687	33,633	46,607
許 可 業 者		87,450	87,539	86,137	84,072	79,035
自 己 搬 入		48,392	41,368	36,292	32,963	29,074
計		309,823	302,919	293,207	281,376	269,129
1 日 平 均 排 出 量		849	830	803	769	737
1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (g)		1,287	1,256	1,215	1,163	1,113

イ 処 理 量

(単位 ; t)

区分		16		17		18		19		20	
		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼却	西部環境工場	124,097	340	119,018	326	117,009	321	108,583	297	104,639	287
	東部環境工場	153,887	422	154,100	422	150,151	411	149,434	408	141,840	389
埋立		13,592	37	10,997	30	7,084	19	6,863	19	6,183	17
再資源化		18,247	50	18,804	52	18,975	52	16,507	45	16,486	45
計		309,823	849	302,919	830	293,219	803	281,387	769	269,148	737

(3) 家庭ごみ有料化 (廃棄物計画課)

指定収集袋の種類と価格

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋 (45ℓ 相当)	35 円	35 円
中袋 (30ℓ 相当)	23 円	23 円
小袋 (15ℓ 相当)	12 円	12 円
特小袋 (5ℓ 相当)	4 円	—

※ いずれの価格も 1 枚当たり、税込み。

※ 10 枚を 1 セット (冊) で販売。

(4) 廃棄物処理手数料 (廃棄物計画課)

(平成21年4月1日現在)

種 別	取扱区分	単 位	金 額
一般廃棄物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量20キログラムまでごとに	200円
	大型ごみを市の収集により処分するとき。	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物(第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この項において同じ。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量20キログラムまでごとに	210円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量20キログラムまでごとに	200円

環境

(5) 保有車両 (廃棄物計画課)

(平成21年4月1日現在)

事業所名	パッカー車	その他の車両	啓発推進車	予 備 車	事務連絡車
北部クリーンセンター	24	2tパワーゲート1	3	6	2
西部クリーンセンター	25	2tパワーゲート1 真空式ごみ収集車2	3	6	2
東部クリーンセンター	25	2tパワーゲート1	3	5	2

(6) 資源物等再資源化推進事業（廃棄物計画課）

目的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみの減量、リサイクルの推進、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の向上を図る。

収集回数 「資源物」「ペットボトル」収集日、毎月2回 「紙」収集日、毎週水曜日

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の午前8時30分までに、町内のごみステーションへ搬出する

収集品目 空びん、空缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車など

(単位；t)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
収 集 量	22,316	22,368	21,297	19,536	18,775
再 資 源 化 量	17,632	17,872	17,180	15,479	15,383
委 託 料 (千円)	361,731	358,533	350,233	318,842	462,189
資源物売却収入 (千円)	—	—	—	—	227,013

(注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額

2. 収集量－再資源化量＝選別残渣

3. 平成20年度から売却代金を差し引かず別途歳入を計上

(7) リサイクルの推進（廃棄物指導課）

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量に応じて1kgあたり4円～6円の助成を行っている。

集団回収実績

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
登録団体	644	652	653	660	689
実施団体	505	527	542	549	588
総回収量 (t)	5,914	6,631	6,931	7,050	7,066
助成総額 (千円)	34,277	38,611	40,481	41,200	41,271

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

・購入代金の2分の1（1基当たり5千円を上限）・1世帯2基まで

助成実績

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
助成基数	354	364	319	417	693
助成総額 (千円)	533	500	496	611	1,022

[電気式生ごみ処理機]

- ・購入代金の2分の1（1基当たり30千円を上限）
- ・1世帯1基まで

集団回収実績

年度 区分	16	17	18	19	20
助成基数	375	525	508	344	420
助成総額(千円)	7,446	10,483	10,145	6,874	8,398

ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所 在 地	戸島町2570番地（東部環境工場内）
建 築 面 積	545㎡
延 床 面 積	1,175㎡
構 造	RC造2F（旧東部環境工場管理棟を再利用）
内 容	・リサイクル展示（リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介）
	・リサイクル品の展示、提供
	・リサイクル体験（紙すき、廃油石けん、ボカシ）
	・リサイクル講座の開催
	・図書・資料室
	・リサイクル情報掲示

(8) 路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策関連事業（安全・安心で美しい熊本づくり事業）

本事業は、熊本城築城400年を迎え、観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、路上喫煙やポイ捨て対策について定めた「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」が、熊本市議会議員により平成19年第1回定例会に提案・制定され、同年7月1日から施行されたことに伴うものである。

ア 主な条例の内容

① 路上喫煙の制限

市民等は、次のような場合は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- ・歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき
- ・吸殻入れがない場所や吸殻入れを携帯していないとき

※路上喫煙とは、公共の場所において喫煙すること。また、公共の場所とは、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

② ポイ捨ての禁止

何人もポイ捨てをしてはならない。

※ポイ捨てとは、飲料品・食料品・タバコの容器や包装、食料品の残리카す、タバコの吸い殻などをみだりに投げ捨て、又は散乱させること。

条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域 (路上禁煙区域を除く。)	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域 (美化重点推進区域を除く。)	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

イ 路上禁煙区域及び美化重点推進区域

① 路上禁煙区域

市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要がある区域を「路上禁煙区域」として指定する。(喫煙禁止－違反者に罰則あり)

② 美化重点推進区域

市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要な区域を「美化重点推進区域」として指定する。(ポイ捨て禁止－違反者に罰則あり)

③ 路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定及び罰則適用

上通り、下通り、新市街のアーケード内の同一区域を指定（平成19年8月1日指定）

違反者に対し、過料1,000円を科す罰則規定施行（平成20年4月1日適用）

④ 路上喫煙等防止指導員

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例に関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
嘱託員4名（熊本県警察OB）

ウ 事業費

平成19年度予算 24,000千円（内県補助 9,317千円）

平成20年度予算 13,000千円（内国補助 4,900千円）

平成21年度予算 10,900千円（内国補助 3,400千円）

(9) 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、昭和61年に竣工した西部環境工場（450t/日）と平成6年3月に竣工した東部環境工場（600t/日）の両工場（合計処理能力1,050t/日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計13,500kwの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却している。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウスに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、西部環境工場は、工場設備の老朽化対策と排ガス中のダイオキシン類対策のため平成9年度から平成11年度にかけて基幹的施設整備を行い、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12・13年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成18年度から平成22年度までの計画で基幹的施設整備を進めている。

ア 施設の状況

区分 \ 名称	東部環境工場	西部環境工場
所在地	戸島町2570番地	城山薬師2丁目12番1号
敷地面積	75,633㎡（工場敷地約18,000㎡）	30,843㎡
建設年月	平2.12～平6.3	昭58.3～昭61.3
建設費	22,505,489千円	9,203,272千円
延床面積	24,010㎡（管理スペースを含む）	16,140㎡（管理棟を含む）
焼却処理能力	600t/24時間（300t×2基）	450t/24時間（225t×2基）
破碎処理能力	30t/5時間	50t/5時間

イ 余熱利用

① 東部環境工場

目的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発電設備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw

（健康増進施設）

名称 三山荘

所在地 戸島町2573番地

経営主体 熊本市（指定管理者制度を導入し、戸島地域環境保全協議会を指定）

開設年月日 平成2年10月16日

構造 鉄筋コンクリート＋鉄骨造、和風瓦葺平家建

敷地面積 6,769㎡

建物面積 992.63㎡（浴室、大広間、多目的ルーム、和室（茶室含む）、会議室、リラックスルーム）

建設費 391,200千円

定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人
多目的ルーム20人

使 用 料 大人（高校生以上）300円 ただし、地元町内会に所属している者は無料
小人（中学生以下）無料

名 称 東部交流センター

所 在 地 戸島町2588番地1

経 営 主 体 熊本市（指定管理者制度を導入し、財団法人熊本市社会教育振興事業団を指定）

開設年月日 平成19年10月10日

構 造 鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）、平屋（一部高屋根）

敷 地 面 積 15,951.6㎡（足湯、健康広場、芝生広場、テニスコートなど）

建 物 面 積 1,153.77㎡（体育館、多目的室、和室、調理室、キッズコーナーなど）

建 設 費 445,000千円

定 員 体育館・集会などで300人

（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート2面：388.87㎡）

多目的室・集会などで200人

（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：181.93㎡）

使 用 料 体育館（全面使用）：午前3,000円 午後・夜間各4,000円

体育館（バドミントン）：一般460円／面・時間 高校生以下230円／面・時間

体育館（卓球）：一般220円／面・時間 高校生以下110円／面・時間

多目的室（全面使用）：午前2,800円 午後・夜間各3,700円

多目的室（半面使用）：午前1,400円 午後・夜間各1,850円

調理室：午前1,200円 午後・夜間各1,600円

和室：午前500円 午後・夜間各700円

ただし、地元団体の公的行事については、無料。

② 西部環境工場

目 的 ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、
余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。

発 電 設 備 復水式蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力3,000kw

（ハウス園芸施設への温水供給）

利 用 者 西部環境工場温水利用温室組合、小島上町花き団地

施設面積 （農地面積） 約19,000㎡

加温方式 温水フィンチューブ方式（60℃～80℃）

栽培品目 なす、花き類

温室内容 アクリル温室、ガラス温室

(10) 最終処分場

名 称 扇田環境センター

扇田環境センターは、昭和59年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年から隣接地に新しい最終処分場の建設を行ない、一期工事分として埋立容量605,000m³分を平成15年3月に完成させ、同6月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、覆土による即日セルとサンドイッチ処理を併用した埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

本年度、第2期工事に着手する予定である。

所 在 地	熊本市貢町1567番地
総敷地面積	235,700m ² (旧処分場 124,660m ²)
埋 立 面 積	約80,000m ² (旧処分場 91,000m ²)
埋 立 容 量	約1,500,000m ³ (一期工事分 605,000m ³) (旧処分場 1,580,000m ³)
供 用 開 始	平成15年6月 (旧処分場 昭和59年4月)
工 事 期 間	平成11年6月～平成15年3月

5 し尿処理（浄化対策課）

（１）概 要

本市のし尿収集（便槽くみ取りと単独処理浄化槽清掃）は全市域を地区指定し、全て許可業者（８社１協業組合、車両２７台）が行っている。便槽は、衛生面に配慮しながらくみ取りを実施しており、浄化槽は定期的な清掃、保守点検及び法定検査を行うよう指導している。収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は市が指定する処理施設で適正に処理をしている。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の収集体制の適正化を目的として、平成１０年度から合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換と縮小を行っている。

その他、公共用水域の水質保全の一環として、公共下水道認可区域外における小型合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付し、普及促進を図っている。

（２）処理対象人口と収集量

年度			16	17	18	19	20
区分							
総人口（人）			657,699	658,467	659,329	659,395	668,603
内訳	水洗化	公共下水道（人）	513,532	525,653	532,640	541,097	550,533
		浄化槽（人）	122,283	115,867	110,455	102,721	102,279
	くみ取り（人）		17,802	16,873	16,167	15,517	15,731
	自家処理（人）		82	74	71	60	60
収集量	くみ取りし尿収集量（kl）		19,410.1	18,003.5	16,501.1	14,788.7	14,068.2
	浄化槽汚泥収集量（kl）		54,686.0	52,610.5	50,571.8	48,880.3	48,017.8
	収集量合計（kl）		74,096.1	70,614.0	67,072.9	63,669.0	62,086.0

（注）3月31日現在の推計

（３）処 理

（単位；kl）

年度		16	17	18	19	20
区分						
秋津浄化センター		27,158.1	25,125.0	22,806.9	20,431.0	17,906.1
中部浄化センター		46,938.0	45,489.0	44,266.0	43,238.0	42,724.0
宇城広域連合浄化センター						1,455.9
計		74,096.1	70,614.0	67,072.9	63,669.0	62,086.0

※宇城広域連合浄化センターは、合併後の処理量を計上。

（４）料 金

人頭制料金 富合町を除いた市域の普通便槽 …… 1回／月 1人につき367.50円（消費税込）
 人頭制加算料金 月2回以上のときで月1回分に加算 …… 1人／1回 183.75円（ 〃 ）
 従量制料金 特殊便槽等、ほか富合町の普通便槽 …… 8.40円／リットル（ 〃 ）
 仮設トイレ料金 収集車派遣 …… 2,100円／1回（ 〃 ）
 加算料金 …… 8.40円／リットル（ 〃 ）

（５）処理施設

適用	処理能力	処理内容
区分		
秋津浄化センター	圧送90m ³ ／12H（希釈前）	前処理後、東部浄化センターへ圧送
中部浄化センター	210kl／日	前処理後に下水処理
宇城広域連合浄化センター	200kl／日	嫌気性消化、活性汚泥高度処理

宇城広域連合浄化センターは、富合町分のみを処理している。

(6) 浄化槽の設置状況

(単位:基)

人 槽 型 式		5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201以上	計
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	2,784	180	153	21	5	3	3,146
	全 ば っ 気 型	1,221	70	110	37	3		1,441
	分 離 ば っ 気 型	2,718	80	205	20			3,023
	接 触 ば っ 気 型	6,049	17	599	20	7	3	7,159
	計	12,772	847	1,067	98	15	6	14,805
合 併 処 理 槽		5,465	137	164	90	91	70	6,017
合 計		18,237	984	1,231	188	106	76	20,822

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	16	17	18	19	20
補 助 対 象 基 数 (基)	268	229	158	172	202
補 助 対 象 人 槽 (人槽)	1,718	1,444	981	1,053	1,198
補 助 金 の 額 (千円)	106,092	89,946	62,394	73,617	89,984

(8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進めた。美粧化トイレの建設は各所管課が担当し、維持管理は16カ所を一元化して浄化対策課が行っている。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	花園4丁目14-1地先 (本妙寺駐車場横)	平元. 3	観光政策課
高 麗 門 手 洗 所	新町4丁目9-1 (高麗門踏切横)	平元. 3	浄化対策課
上 江 津 湖 畔 ト イ レ	神水本町16-11 (江津湖)	平元. 3	公園課
一 夜 塘 手 洗 所	子飼本町2-8 (一夜塘公園内)	平元. 3	〃
武 蔵 塚 手 洗 所	龍田弓削1丁目3-1 (武蔵塚公園内)	平元. 9	〃
花 畑 パ ー ク ト イ レ	花畑町6 (花畑公園内)	平元. 10	〃
立 田 山 配 水 池 前 手 洗 所	黒髪4丁目742 (水道局配水池前)	平2. 3	浄化対策課
林 霧 庵	黒髪4丁目610 (立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	公園課
八 景 水 谷 パ ー ク ト イ レ	八景水谷1丁目7 (八景水谷公園内)	平3. 3	〃
白 川 パ ー ク ト イ レ	草葉町5-1 (白川公園内)	平3. 3	〃
岩 戸 の 里 公 園 手 洗 所	松尾町平山415-28 (岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊 本 県
学 園 通 り ト イ レ	大江2丁目1 (渡鹿交差点横)	平5. 3	浄化対策課
辛 島 パ ー ク ト イ レ	辛島町1 (辛島公園内)	平5. 9	公園課
古 城 堀 端 手 洗 所	古城町 (古城堀端公園内)	平5. 9	熊本城総合事務所
金 峰 山 さ る す べ り 公 衆 ト イ レ	河内町岳	平6. 3	観光政策課
金 峰 山 頂 上 ト イ レ	河内町岳1881	平8. 10	熊 本 県

6 環境総合研究所

(1) 概 要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。

所在地 画図町大字所島404番地1

構造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033㎡

建物面積 本体3,999㎡

竣工 平成7年5月29日

建設費 2,655,830千円

人員 21人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査および調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

環境調査関係業務

調査区分			年度		18		19		20		備 考	
			検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数				
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質	168	744	155	723	144	624	ベンゼン、アルデヒド、金属等			
		大 気 汚 染 物 質	181	181	181	181	184	184	窒素酸化物等			
		そ の 他	61	490	54	548	53	430	酸性雨、アスベスト			
		小 計	410	1,415	390	1,452	381	1,238				
	水質汚濁	河川水	一般項目	297	1,883	216	1,543	251	1,808	p H、BOD等		
			健康項目	19	253	22	457	21	427	水銀、鉛、シアン等		
			環境ホルモン	20	340	20	350	21	147	ビスフェノールA、可塑剤等		
		工場・事業所排水	71	477	77	475	72	484	BOD、水銀、鉛等			
		そ の 他	17	178	26	149	29	213	海水、へい死魚調査等			
		小 計	424	3,131	361	2,974	394	3,079				
		悪 臭 物 質	0	0	0	0	0	0	アンモニア、硫化物			
		廃 棄 物 関 係	29	601	30	618	38	754	廃棄物埋立地関係			
	精 度 管 理	2	6	1	1	3	8	環境省の精度管理				
	そ の 他	7	69	2	2	2	2	火災原因調査、土壌環境調査等				
	一般依頼検査		35	35	14	14	10	10	アスベスト含有試験(住宅建材)			
合 計		907	5,257	798	5,061	828	5,091					

地下水関係業務

調査区分		18		19		20	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	定点監視調査	287	7,535	286	9,782	416	9,780
	汚染防止関係調査	75	283	73	385	182	843
	浄化促進事業	43	903	40	840	43	903
	地下水質モニタリング	121	3,834	231	3,651	364	5,411
	その他	21	141	18	384	45	1,301
合 計		547	12,696	648	15,042	1,050	18,238

衛生科学関係業務

検査区分		18		19		20	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食品試験	256	8,072	357	11,254	348	10,228
	飲料水、浴場水等の水質試験	506	2,610	477	2,331	453	2,188
	容器包装、おもちゃ等の試験	4	10	5	13	2	4
	家庭用品試験	50	50	50	50	50	50
	その他	0	0	7	551	0	0
合 計		816	10,742	896	14,199	853	12,470

微生物関係業務

検査区分		18		19		20	
		検体数	項目数	検体数	検体数	検体数	項目数
行政試験	食 品	299	850	290	842	262	746
	環 境（浴槽水・プール水等）	540	899	510	774	464	753
	食中毒（便・吐物等）	408	6,778	464	6,585	194	2,660
	感染症（O157等、発生動向調査）	170	354	149	341	184	424
合 計		1,417	8,881	1,413	8,542	1,104	4,583

環境学習業務

（平成20年度）

事業名		内 容	期 日	参加人数
研究所主催事業	夏休み子ども環境教室	地球温暖化、資源リサイクル、水環境など5テーマの学習	夏休み期間中 20日間	507人
	ジュニア環境科学セミナー	水生生物による水環境調査、クリーンエネルギー	7月19、20日 (2日間)	43人
	親子環境探検隊	第1回：干潟の観察会等（宇土市） 第2回：里山の自然学習（立田山）	年2回 (5、3月)	162人
	春休み子ども環境教室	地球温暖化、資源リサイクル、水環境など5テーマの学習	春休み期間中 5日間	90人
	科学体感フェア	研究所を開放し、業務に関連する実験や工作などを体験させる。	11月16日	621人
	親子エコスクール	紙すき、牛乳パック工作、草花染め、マイ箸づくり、廃油キャンドルづくりなど	年4回 (6、9、12、2月)	199人
	環境学習指導者研修会	小中学校で環境学習を担当している先生を対象に研修会を開催する。	8月19、20、22日 (3日間)	28人
学習会等の支援事業		学校や諸団体等の依頼により、学習会実施を支援する。	随時	1,991人

経 済

1	経 済 振 興	249
2	観 光 政 策	269
3	動 植 物 園	274
4	熊 本 城	276
5	競 輪 事 業	282
6	農 林 水 産 業	284
7	食 肉 セ ン タ ー	295
8	農 業 委 員 会	297

1 経 済 振 興

(1) 概 況 (産業政策課)

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口68万人、広域都市圏人口約100万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみると、卸・小売・飲食店、サービス、運輸・通信などの第3次産業が約9割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえる。一方、第1次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第2次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、ハイテク産業、バイオ産業の集積もみられる。

このように、地方の中核的な都市として発展を遂げてきたが、今日の本市経済は、急速に進展するグローバル化、少子高齢化や地方分権時代の本格化に加え、平成23年の九州新幹線鹿児島ルートの全線開業に伴う都市間競争の激化への対応、さらには、近隣市町村との合併に伴う政令指定都市移行など、多くの課題を抱えている。

このような中、本市は、資金や技術支援・人材育成・経営指導など地場企業に対する支援を更に充実させ、また、雇用創出効果の高い域外からの企業立地を促進するとともに、情報通信、健康福祉、環境、バイオテクノロジー、新製造技術など新産業分野の開拓や新規創業の支援に積極的に取り組んでいる。

さらに、本市経済を支えている商業やサービス業振興のために、商店街の集客力向上の取り組みを支援しており、中でも、KUMAMOTOブランド発信の核となる中心市街地については、熊本商工会議所や地元商店街と連携し、賑わい創出とさらなる魅力づくりに努めている。

一方、経済のグローバル化への対応として、地場企業の海外進出や貿易を促進し、販路拡大、競争力の強化を図るとともに、熊本港のポートセールス活動を行っている。

このような、地場企業への支援策や地域経済の活性化策の実施を通して、「魅力と活力あふれる産業・経済の振興」を目指し、ひいては、市民の就業機会の拡充と所得の向上に努める。

(2) 産業政策

ア 創業支援 (経営支援課・産業政策課)

中小企業者や創業を志す市民が、経営革新・経営改善・創業を円滑かつ効率的に達成するために必要な専門的助言、資金、情報を提供するため、経営または融資に関する相談窓口、交流の場、情報提供などの機能を備えた「中小企業経営サポートプラザ」を運営している。

また、起業家の裾野を拡大するため、新規創業を目指す大学生・大学院生・社会人を対象に、経営に必要な基礎的知識・技能を学ぶ「起業家育成塾」を熊本学園大学と共催で開催している。

さらに、くまもと大学連携インキュベータ (大学連携型起業家育成施設) において、ライフサイエンス (生命科学) 分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、中小企業基盤整備機構が運営主体となり、熊本県から派遣スタッフによるソフト支援 (経営ノウハウ、販路開拓支援等)、熊本市からオフィス・研究室内の賃料補助を実施している。

イ 企業立地促進事業（産業政策課）

本市産業を活性化し、ひいては雇用機会を拡大し、市民所得の向上を図るため、平成11年4月施行の「熊本市企業立地促進条例」等に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図る。

特に、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業及び近隣市町村との合併による政令指定都市への移行を見据え、厳しい都市間競争に対応し、本市の拠点性の向上を図るために、IT産業やコールセンター等の都市型産業や支店・支社・営業所等の中心市街地への立地及び製造業の集積を促進する。

具体的には、企業立地促進条例及び中心市街地オフィス等立地促進補助要綱を活用し、製造業からオフィスまで企業立地をより一層積極的に推進する。このうち企業立地促進条例については、製造業の立地促進を図るために平成20年3月に大幅に拡充したところである。また、企業の地方進出に関する情報の収集及び本市優遇制度の情報発信体制の整備や、首都圏の企業を対象とした企業説明会を開催するなど、企業立地推進体制を強化する。

ウ フードパル熊本（産業政策課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の5つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、組合の共同事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

位置：貢町、和泉町地区 規模：25.7ha 企業用地：13.1ha 組合共同用地：1.0ha
公共施設：5.0ha 公益的施設：6.6ha

熊本市食品交流会館（産業政策課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地 貢町松の本581番地2

敷地面積 13,816.80㎡

駐車場面積 19,577.39㎡

建物面積 2,280.85㎡

開設年月日 平成9年11月1日

建設費 999,038千円

主な設備 多目的ホール、第1会議室、第2会議室、パーティールームA・B、イベント広場等

管理運営 株式会社フードパル企画へ委託（指定管理者）

施設利用状況

年度 施設名	18			19			20		
	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)
第1会議室	593	21,867	81.7	550	23,110	76.9	504	18,166	70.7
第2会議室	325	3,605	61.3	357	4,012	64.9	291	3,428	55.0
パーティールーム	454	14,755	56.6	379	11,818	47.3	387	15,766	44.8
イベント広場	17	11,262	5.3	29	10,360	8.9	24	10,528	7.3
多目的ホール	341	128,563	53.4	308	91,881	40.3	332	141,652	52.8

エ 海外経済交流の推進（産業政策課）

貿易相談をはじめ海外情報の収集、提供等を行う貿易関係団体との連携を通して、地場企業の国際化を推進している。

海外との経済交流を推進し、地域経済の活性化を図るため、急速な拡大を続ける東アジア市場をターゲットに、その主要都市において見本市への出展や個別商談会を開催し、地場企業の販路拡大を支援している。

さらに、熊本港利用促進のため、船会社や荷主企業への訪問等によるコンテナ定期航路の利用促進等のポートセールスを展開している。

（３）商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商業労政課）

中心商店街の活性化については、平成１９年５月２８日内閣総理大臣より認定を受けた新中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 流通機能の強化（商業労政課）

九州の中央に位置するという地理的特性を活かし、流通団地など既存の流通拠点施設の充実を図る。

九州新幹線鹿児島ルート全線開業を２年後にひかえ、また、高速道路網など広域交通ネットワークの整備とともに流通のグローバル化と大型量販店の拡大による工場から直接小売へと流通の変化などを視野に入れながら広域流通拠点都市としての機能強化を進めている。

ウ 工業の生産性向上（産業政策課）

新規性・独自性の強い付加価値のある製品の創出を促すために、大学等における研究シーズと企業ニーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援する。

また、販路拡大の支援として、中小製造業者等が行う見本市出展への助成などを行い、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図る。

さらに、技術移転や技術革新などを促進するとともに、その中核的支援機関であるくまもとテクノ産業財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組む。

エ 人材の確保・育成（商業労政課・経営支援課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保に務める。

また、企業の資産である人材の育成を支援するため、経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業員を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

年 度 研修種別	17		18		19		20	
	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)
経営研修（セミナー等）	17	396	14	336	15	378	14	325
パソコン・ワープロ研修	19	209	9	195	19	227	19	207
経営講演会等	2	386	1	101	1	65	-	-
合 計	38	991	34	632	35	670	35	532

オ 共同化への支援（商業労政課）

関係団体との緊密な連携のもと、共同化の促進や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業への取り組みに対する支援を実施している。

カ 熊本流通業務団地（商業労政課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約100社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの㈱熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、ニューメディアを駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称 熊本流通業務団地造成事業

事業主体 熊 本 市

位 置 近見・田迎・御幸地区

(昭和62年1月町界・町名を流通団地1丁目・2丁目に変更)

規 模 52.9ha

{	卸・運輸・倉庫施設	29.9ha
	公益的施設	0.5ha
	公共施設	22.5ha

キ 熊本市流通情報会館（商業労政課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、（１）熊本地域の産業情報化の核、（２）中小企業の人材育成の場、（３）商品流通情報の交流の場、（４）熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設、（５）企業経営の情報サロンとしての５つの機能を有した総合施設である。なお、当会館は平成１７年４月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所在地 流通団地１丁目２４番地
 設置主体 熊本市
 敷地面積 ５，０００㎡
 延床面積 ６，９４３㎡
 構造 事務棟 鉄筋コンクリート造 地下１階、地上６階建
 展示棟 鉄筋コンクリート造 地下１階、地上１階建
 建設費 １，８７１，９００千円
 工期 昭和６３年３月～平成元年３月
 開館 平成元年４月２６日

主要施設

（事務棟） ６階 情報提供コーナー（経営支援課）
 パソコン研修室、第４研修室、第５研修室、ラウンジ
 ５階 第１～３研修室
 ４階 熊本市流通情報センター
 ３階 熊本市流通情報センター
 ２階 熊本流通団地協同組合、レストラン
 １階 会館事務室、常設展示コーナー
 （展示棟） １階 展示場（１，０８８㎡、高さ５．５～７．２ｍ、床荷重１ｔ／㎡）
 地下 駐車場

会館利用状況

区分 年度	研 修 室						展 示 場
	第１研修室	第２研修室	第３研修室	第４研修室	第５研修室	パソコン研修室	
18	484 件	546	438	382	482	128	112
	35,901 人	23,515	8,480	5,146	9,630	2,475	56,285
19	395 件	492	490	365	470	95	119
	30,839 人	22,544	9,225	5,022	9,701	1,301	47,750
20	450 件	505	456	387	486	92	130
	35,794 人	23,835	10,104	4,792	10,745	1,405	56,591

(4) 雇用対策（商業労政課）

ア 雇用の安定と確保

求職者の就業支援及び求人对策

- ・若年者に対する企業ガイダンスやセミナー、中高年齢を対象とした再就職支援セミナー、一般求職者に対する就職相談等を実施し、求職者の就業を支援する。
- ・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・熊本雇用対策協議会、熊本市産業開発求人对策協議会を支援し、産業界の必要とする労働力の確保と安定を

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターや熊本職業訓練短期大学校で職業訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・熊本市認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

エ 協議会及び施設一覧

熊本市産業開発求人对策協議会

設 立 昭和39年4月

目 的 市内中小企業者が団結し、若年技能労働力を確保するため求人活動を展開し、もって本市産業の発展を促進する。

組 織 建設業種8団体により組織

活動状況 県内各職業安定所及び高等学校を訪問し、参加企業の各職種PR活動並びに求人状況、就職者の近況等説明、就職後は「熊本市認定職業訓練校」及び「熊本職業訓練短期大学校」に入校、職業訓練を実施し、技能のレベルアップを図る等、労働条件の向上、定着を組織的に推進している。

熊本雇用対策協議会

設 立 昭和44年3月

目 的 職業安定機関と緊密な連絡を保ち、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

組 織

- 普通会員 この会の趣旨に賛同して加入申し込みのあった熊本公共職業安定所管内に所在する事業所及び業種別団体
- 特別会員 熊本市並びに熊本商工会議所・熊本県中小企業団体中央会
- 活動状況 人材の確保・育成
勤労者の定着及び福祉の向上

熊本市雇用開発協議会

地域住民の雇用の安定と就労機会の拡充に努め、もって生活の安定と向上を図ることを目的として、平成5年に発足したが、平成13年3月をもって「地对財特法」の失効により、平成14年4月より協議会の目的を「就労の機会が阻害され、日常生活に支障をきたしている市民の雇用の安定と就労機会の拡充に努めること」に改め、行政関連事業の受託などの諸活動を行っている。

就労者数 事務局職員3人、会員53人（平成21年4月現在）

主な事業 ・自転車駐車場（辛島公園地下・武蔵塚駅前・健軍）整理業務・食肉センターと畜解体業務他

熊本市事業内高等職業訓練校

管理運営 職業訓練法人 熊本市職業訓練協会（指定管理者）

所在地 南熊本3丁目8番16号

敷地面積 2,362㎡

（第2校舎）

（本館第1期工事）

（本館第2期工事）

建設年月 昭和40年5月

昭和45年4月

昭和49年3月

延床面積 464.40㎡

720.52㎡

290.94㎡

構 造 軽量鉄骨2階建

鉄筋コンクリート2階建

鉄骨耐火造

訓練生数 35人（平成21年4月現在）

熊本市職業訓練センター

事業所の従業員研修、技能レベルの向上（普通訓練）、及び各種の労務相談など、広範囲な技能訓練、情報交換の場として雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）によって設置された施設である。

その中核として、高卒者及び高等職業訓練修了者を対象に、より高度な知識と技能を合わせもつ実践技能者を養成する職業訓練短期大学校を、認定職業訓練校としては全国で初の試みとして昭和54年4月開校した。

また、時代の要請に応えるため、求職者や失業者の再就職のための職業訓練やOA機器化に対応したパソコン講座等幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター

所 在 地 花園7丁目19番10号

構 造 本 館 鉄筋コンクリート2階建

実習棟 鉄骨造平家建

敷地面積 11,362.26㎡

延床面積 2,660㎡ (本館1,093㎡、実習棟1,567㎡)

事業内容 (20年度)

・職業訓練短期大学校	居住システム系建築科	30人	
・職業訓練センター	普通訓練	47コース	11,887人
	能力開発訓練	11コース	3,612人
	情報処理訓練	60コース	4,984人
	自主講座	12コース	1,482人

熊本市技能向上訓練実習場 (職業訓練センター内に建設)

設置主体 熊本市

管理運営 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター (指定管理者)

所在地 花園7丁目19番20号

構 造 鉄骨造平家建

延床面積 300㎡

熊本市勤労者福祉センター

勤労者並びに市民のみなさんの雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談、就職情報の提供等を行うとともに、心身の健康保持、体力の増強及び教養、文化等のためのサービスを提供する。

名 称 熊本市勤労者福祉センター

設置主体 熊本市

管理運営 (財) 熊本市勤労者福祉センター (指定管理者)

所在地 黒髪3丁目3番12号

敷地面積 2,436.42㎡

延床面積 1,422.37㎡

施設概要 1階 体育室・ホール・講習室 職業相談室・更衣室・シャワー室
2階 和室(2部屋)・研修室・大会議室

利用状況 81,766人 (平成20年度)

熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター

個々の企業のみでは実施困難な従業員に対しての各種祝金等の給付事業、レジャー、物品購入資金等の貸付事業及び各種レクリエーション等の福利厚生事業を実施することにより、中小企業の従業員の福祉の向上を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的とする。

発 足 平成11年4月1日 (昭和49年6月1日発足の熊本市中小企業勤労者福祉共済制度を移行)

管理運営 (財) 熊本市勤労者福祉センター

共済掛金 1人月額 300円 (昭56.4.1より)

加入者数 2,000事業所、被共済者数21,249人 (平21.4.1現在)

給付事業 4,919件 38,616千円

(5) 中小企業経営の基盤強化（経営支援課）

ア 中小企業の経営力の強化

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

イ 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名	18		19		20	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円
小口資金融資	1,491	6,213,120	928	4,427,530	204	1,196,190
経営向上小口資金融資	0	0	699	2,564,370	1,054	3,572,490
無担保無保証人融資	13	25,050	2	5,400	3	15,800
経営安定資金融資	59	739,700	107	1,502,400	146	1,966,370
起業化支援資金融資	66	266,500	60	294,800	101	457,660
特別短期資金融資	3	4,200	5	8,000	2	4,000
中元・年末資金融資	29	99,300	18	63,900	6	25,000
経営安定特例資金融資	34	238,500	27	181,000	17	108,500
経済環境変動対策資金融資	258	2,297,950	315	2,971,300	435	4,409,800
公害防止施設資金融資	1	8,000	0	0	0	0
地下水使用合理化設備資金融資	0	0	0	0	0	0
高度化資金融資	0	0	0	0	0	0
計	1,954	9,892,320	2,161	12,018,700	1,968	11,755,810

(6) 中小企業への各種助成（商業労政課・経営支援課）

ア 中小企業振興助成

助成の種類	助成対象	助成措置
事業助成金	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
利子補助金	創業及び経営基盤の強化に必要な設備	政府系金融機関からの融資残額の100分の2以内 3カ年間
融資のあっせん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便宜の供与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区 分 \ 年 度		16	17	18	19	20
設立運営費	件 数	2	2	2	0	0
	金 額（千円）	200	200	200	0	0
高度化施設	件 数	0	3	1	0	3
	金 額（千円）	0	28,197	30,000	0	※0
利子補助金	件 数	1	1	1	1	0
	金 額（千円）	363	312	363	192	0

※事業実施年度は20年度だが、助成は繰越のため21年度予定。

イ 商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年 度	16	17	18	19	20
件 数	2	0	2	2	4
金 額（千円）	4,569	0	2,336	5,404	5,334

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	16	17	18	19	20
件 数	67	65	66	64	63
金 額（千円）	6,657	6,484	6,524	6,775	6,060

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	16	17	18	19	20
件 数	37件 (63団体)	31件 (61団体)	30件 (64団体)	32件 (53団体)	38件 (32団体)
金 額（千円）	26,548	29,331	30,778	27,648	29,669

(7) 中小企業金融対策（経営支援課）

ア 中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)		小口資金融資 (昭 38. 8. 7)	経営向上小口資金融資 (平 19. 10. 1)
目 的		市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下であること	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内であること
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000万円以内	1,000万円以内
融資期間及び利率		30ヶ月：年2.20% 45ヶ月：年2.30% 60ヶ月：年2.40%	3年以内：年2.00% 4年以内：年2.10% 5年以内：年2.20%
据 置 期 間		6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.45%～1.25% 保証料補給：1/2又は152,000円のいずれか低い額	年0.50%～2.20% 保証料補給：1/2又は152,000円のいずれか低い額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	一括又は分割返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	447,050（出捐金）	904,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	11,176,250	2,712,000
	預 託 機 関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		無担保無保証人資金融資 (昭 46. 5. 1)	経営安定資金融資 (昭 43. 4. 1)
目 的		市内小規模事業者の無担保無保証人による円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者※法人は利用できません ・従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）であること ・市県民税の所得割の課税があること	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000万円以内	事業者：3,000万円以内 組 合：4,000万円以内
融資期間及び利率		36ヶ月：年2.00% 60ヶ月：年2.20%	3年以内：年2.30% 5年以内：年2.40% 7年以内：年2.50%
据 置 期 間		無	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.75% 保証料補給：1/2	年0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		不要	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	13,000（出捐金）	664,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	325,000	1,992,000
	預 託 機 関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		起業化支援資金融資 (平 12. 4. 1)	特別短期資金融資 (昭 48. 4. 1)
目 的		創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		- 新規開業（全体事業費の20%以上の自己資金が必要）（開業後1年未満の者を含む） ① 市内に1年以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者） ② 市内に3ヵ月以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） - 転業・多角化 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を3年以上継続して営んでいる者 - 転業・多角化前であること	市内に6ヶ月以上居住し、かつ同一事業を6ヶ月以上経営している中小企業者
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		新規開業①、転業・多角化：1,000万円以内 新規開業②：500万円以内	200万円以内
融資期間及び利率		新規開業 7年以内：年2.00% 転業・多角化 7年以内：年2.20%	1年以内：年2.35%
据 置 期 間		1年以内	2ヶ月以内
保 証 料 率		新規開業：年0.70% 転業・多角化：年0.25%～1.70% 保証料補給：1/2 又は 222,000 円のいずれか低い額	年0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	162,000	9,000
	協調倍率（倍）	3	2
	融資枠（千円）	486,000	18,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		中元年末資金融資 (昭 28. 6. 1)	経営安定特例資金融資 (昭 55. 4. 15)
目 的		市内中小企業者の中元・年末時期に必要な短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6ヶ月以上) 経営している中小企業者 ①大規模小売店(床面積1,000㎡以上)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの ⑤熊本駅西土地区画整理事業施行に伴い、経営の安定に支障を生じている者であって、市長が特に必要と認めたもの。
使 途		運転資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融 資 限 度 額		500万円以内	1,500万円以内
融資期間及び利率		6ヶ月以内：年2.30%以内 (保証付の場合：年2.15%以内)	7年以内：年2.20% 〔⑤7年以内：年2.20%、10年以内：年2.70%〕 利子補給：全額
据 置 期 間		無	1年以内(⑤は2年以内)
保 証 料 率		保証付の場合は 年0.45%～1.90%	年0.25%～1.70% (⑤は保証料補給：全額)
連 帯 保 証 人		取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		取扱金融機関の定めるところとする	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課 (⑤は取扱金融機関のみ)
取 扱 金 融 機 関		熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 九州幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	100,000	60,000
	協調倍率(倍)	3	3
	融資枠(千円)	300,000	180,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経済環境変動対策資金融資 (昭 62. 6. 1)
目 的		経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ① 売上高が減少している中小企業者 ア 融資申込時点の直近2期(年)の売上高について、前期(年)の売上高が前々期(年)の売上高と比較し3パーセント以上減少している者 イ 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3ヶ月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している者 (平成22年3月31日融資実行分まで) ② 売上総利益又は営業利益が減少している中小企業者 ア 融資申込時点の直近2期(年)の売上総利益又は営業利益について、前期(年)の売上総利益又は営業利益が前々期(年)の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している者 イ 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3ヶ月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している者 (平成22年3月31日融資実行分まで)
使 途		運転資金
融 資 限 度 額		1,500万円以内(平成22年3月31日融資実行分まで)
融資期間及び利率		7年以内：年1.95%
据 置 期 間		6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.25%～1.70% 〔②は保証料補給：全額(平成22年3月31日融資実行分まで)〕
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	1,386,000
	協調倍率(倍)	3
	融資枠(千円)	4,158,000
	預 託 機 関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		公害防止施設資金融資 (昭 46. 11. 1)	地下水使用合理化設備資金融資 (平 3. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る	市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	・市内に1年以上居住しかつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設、設備
使 途		設備資金	設備資金
融 資 限 度 額		800 万円以内	1,000 万円以内
融資期間及び利率		7 年以内：年 2.40% 利子補給：全額	3 年以内：年 2.20% 5 年以内：年 2.30% 7 年以内：年 2.40% 利子補給：全額
据 置 期 間		6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保 証 料 率		年 0.69% 保証料補給：全額	年 0.25%～1.70% 保証料補給： 全額又は 443,000 円のいずれか低い額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行	肥後銀行 熊本ファミリー銀行
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	9,000	9,000
	協調倍率（倍）	2	3
	融資枠（千円）	18,000	27,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		高度化資金融資 (昭 44. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等、及びその組合員
使 途		運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1 組 合：8,000 万円以内 1 組 合 員：2,000 万円以内
融資期間及び利率		8 年以内：年 2.60%
据 置 期 間		無
保 証 料 率		保証付の場合は 年 0.45%～1.90%
連 帯 保 証 人		取扱金融機関の定めるところとする
返 済 方 法		取扱金融機関の定めるところとする
申 込 先		取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		商工組合中央金庫 肥後銀行 熊本ファミリー銀行
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	40,000
	協調倍率（倍）	4
	融資枠（千円）	160,000
	預 託 機 関	取扱金融機関

※ 公衆浴場営業者、伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取り組む中小企業者に対する
利子補給制度有り

イ 産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（全事業所）（産業政策課）（平成18年事業所・企業統計調査結果）

産業大分類	平成8年		平成13年		平成18年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業	33,323	331,446	30,642	311,671	28,341	300,916
農林漁業	41	710	30	744	29	642
非農林漁業	33,282	330,736	30,612	310,927	28,312	300,274
鉱建	7	62	6	19	4	27
製造	2,896	29,973	2,631	24,700	2,310	20,938
電気・ガス・熱供給・水道	1,343	26,468	1,132	22,054	953	17,283
情報・運輸	18	1,368	22	1,615	22	1,572
運送	224	7,501	316	8,947	304	7,288
卸売・小売	734	14,299	628	11,007	557	10,687
金融	11,147	87,905	9,917	81,888	8,780	74,787
保険	777	17,550	701	12,163	596	10,177
不動産	1,667	5,047	1,581	4,900	1,531	4,769
飲食店	4,554	27,278	3,991	26,642	3,602	26,431
医療	1,503	29,784	1,634	33,648	1,837	38,656
教育	1,230	15,645	1,159	15,833	1,159	17,461
学習	281	3,656	275	3,772	245	5,151
サービス	6,753	47,840	6,496	46,424	6,298	48,058
複合	148	16,360	123	17,315	114	16,989
公共						
構成比						
全産業	100.0	100	100	100	100	100
農林漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非農林漁業	8.7	9.1	8.6	7.9	8.2	7.0
鉱建	4.0	8.0	3.7	7.1	3.4	5.8
製造	0.1	0.4	0.1	0.5	0.1	0.5
電気・ガス・熱供給・水道	0.7	2.3	1.0	2.9	1.1	2.4
情報・運輸	2.2	4.3	2.1	3.5	2.0	3.6
運送	33.5	26.6	32.4	26.3	31.0	24.9
卸売・小売	2.3	5.3	2.3	3.9	2.1	3.4
金融	5.0	1.5	5.2	1.6	5.4	1.6
保険	13.7	8.2	13.0	8.6	12.7	8.8
不動産	4.5	9.0	5.3	10.8	6.5	12.9
飲食店	3.7	4.7	3.8	5.1	4.1	5.8
医療	0.8	1.1	0.9	1.2	0.9	1.7
教育	20.3	14.5	21.2	14.9	22.2	16.0
学習	0.4	4.9	0.4	5.6	0.4	5.7
サービス						
複合						
対前回増減数						
全産業			△ 2,681	△ 20,260	△ 2,301	△ 10,763
農林漁業			△ 11	34	△ 1	△ 102
非農林漁業			△ 2,670	△ 20,294	△ 2,300	△ 10,661
鉱建			△ 1	△ 43	△ 2	8
製造			△ 265	△ 5,273	△ 321	△ 3,762
電気・ガス・熱供給・水道			△ 211	△ 4,414	△ 179	△ 4,771
情報・運輸			4	247	0	△ 43
運送			92	1,146	△ 12	△ 1,659
卸売・小売			△ 106	△ 3,292	△ 71	△ 320
金融			△ 1,230	△ 6,017	△ 1,137	△ 7,101
保険			△ 76	△ 5,387	△ 105	△ 1,986
不動産			△ 86	△ 147	△ 50	△ 131
飲食店			△ 563	△ 636	△ 389	△ 211
医療			131	3,684	203	5,008
教育			△ 71	188	0	1,628
学習			△ 6	111	△ 30	1,379
サービス			△ 257	△ 1,416	△ 198	1,634
複合			△ 25	955	△ 9	△ 326
対前回増加率						
全産業			△ 8.0	△ 6.0	△ 7.5	△ 3.5
農林漁業			△ 26.0	4.8	△ 3.3	△ 13.7
非農林漁業			△ 8.0	△ 6.0	△ 7.5	△ 3.4
鉱建			△ 14.0	△ 69.4	△ 33.3	42.1
製造			△ 9.2	△ 17.6	△ 12.2	△ 15.2
電気・ガス・熱供給・水道			△ 15.7	△ 16.7	△ 15.8	△ 21.6
情報・運輸			22.2	18.1	0.0	△ 2.7
運送			41.1	19.3	△ 3.8	△ 18.5
卸売・小売			△ 14.4	△ 23.0	△ 11.3	△ 2.9
金融			△ 11.0	△ 6.8	△ 11.5	△ 8.7
保険			△ 9.8	△ 30.7	△ 15.0	△ 16.3
不動産			△ 5.2	△ 2.9	△ 3.2	△ 2.7
飲食店			△ 12.4	△ 2.3	△ 9.7	△ 0.8
医療			8.7	13.0	12.4	14.9
教育			△ 5.8	1.2	0.0	10.3
学習			△ 2.1	3.2	△ 10.9	36.6
サービス			△ 3.8	△ 3.0	△ 3.0	3.5
複合			△ 16.9	5.8	△ 7.3	△ 1.9

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商業労政課）

（平成19年商業統計調査結果）

産 業 分 類	商店数			従業者数			年間商品販売額		
	平成14 年実数 (店)	平成19年		平成14 年実数 (人)	平成19年		平成14年実数 (万円)	平成19年	
		実数 (店)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
合 計	9,205	8,036	-	74,371	65,365	-	255,022,235	227,432,273	-
卸 売 業 計	2,417	2,115	100	26,324	21,810	100	174,246,275	150,058,228	100
49 各種商品卸売業	4	12	0.6%	69	167	0.8%	452,965	1,320,799	0.9%
501 繊維品卸売業	13	6	0.3%	58	34	0.2%	120,334	69,687	0.0%
502 衣服・身の回り品卸売業	119	81	3.8%	1,149	630	2.9%	3,191,854	1,738,975	1.2%
511 農畜産物・水産物卸売業	296	298	14.1%	4,159	4,192	19.2%	40,325,968	34,996,539	23.3%
512 食料・飲料卸売業	277	257	12.2%	3,345	2,801	12.8%	25,973,403	20,241,214	13.5%
521 建築材料卸売業	264	225	10.6%	2,420	1,953	9.0%	13,933,595	10,810,793	7.2%
522 化学製品卸売業	75	79	3.7%	713	569	2.6%	5,634,929	4,673,778	3.1%
523 鉱物・金属材料卸売業	54	59	2.8%	474	558	2.6%	5,752,321	9,703,326	6.5%
524 再生資源卸売業	27	21	1.0%	428	522	2.4%	891,720	2,003,141	1.3%
531 一般機械器具卸売業	264	199	9.4%	2,065	1,704	7.8%	11,383,581	10,862,555	7.2%
532 自動車卸売業	126	110	5.2%	2,019	1,228	5.6%	7,587,289	4,389,887	2.9%
533 電気機械器具卸売業	210	172	8.1%	2,028	1,449	6.6%	14,820,507	13,908,346	9.3%
539 その他機械器具	113	99	4.7%	1,158	1,069	4.9%	5,639,367	6,669,596	4.4%
541 家具・建具・じゅう器等卸売業	107	73	3.5%	780	481	2.2%	2,389,856	2,148,365	1.4%
542 医薬品・化粧品等卸売業	182	152	7.2%	2,751	2,213	10.1%	24,098,535	15,634,496	10.4%
549 他に分類されない卸売業	286	272	12.9%	2,708	2,240	10.3%	12,050,051	10,886,731	7.3%
小 売 業 計	6,788	5,921	100	48,047	43,555	100	80,775,960	77,374,045	100
55 各種商品小売業	21	39	0.7%	3,319	2,916	6.7%	12,337,562	12,483,720	16.1%
56 織物・衣服・身の回り品小売業	1,155	1,048	17.7%	5,118	4,307	9.9%	7,201,821	5,685,804	7.3%
57 飲食物品小売業	2,261	1,874	31.7%	18,656	16,730	38.4%	21,977,419	20,170,738	26.1%
58 自動車・自転車小売業	542	491	8.3%	3,286	3,584	8.2%	9,331,153	10,292,913	13.3%
59 家具・じゅう器・家庭用 機械器具小売業	570	486	8.2%	3,208	3,262	7.5%	7,921,867	8,114,866	10.5%
60 その他の小売業	2,239	1,983	33.5%	14,460	12,756	29.3%	22,006,138	20,626,004	26.7%

経済

工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕（産業政策課）

（平成19年工業統計調査結果）

産 業 中 分 類	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成18 年実数 (箇所)	平成19年		平成18 年実数 (人)	平成19年		平成18年実数 (万円)	平成19年	
		実数 (箇所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
総 計	496	510	100.0	15,801	15,947	100.0	29,305,612	30,367,136	100.0
食 料 品	175	177	34.7	5,232	5,158	32.3	9,288,900	9,364,773	30.8
飲 料	9	10	2.0	545	544	3.4	1,554,578	1,463,462	4.8
織 維	6	6	1.2	67	75	0.5	72,536	81,458	0.3
衣 服	19	26	5.1	325	404	2.5	158,584	203,668	0.7
木 材	8	9	1.8	126	164	1.0	178,578	173,255	0.6
家 具	27	22	4.3	382	361	2.3	516,092	542,241	1.8
パ ル プ ・ 紙	10	12	2.4	170	175	1.1	272,415	273,195	0.9
印 刷	67	65	12.7	1,660	1,732	10.9	1,938,082	2,074,416	6.8
化 学	5	5	1.0	1,483	1,475	9.2	3,927,978	3,801,439	12.5
石 油 ・ 石 炭	1	1	0.2	9	10	0.1	X	X	-
プ ラ ス チ ッ ク	10	10	2.0	207	233	1.5	305,476	370,115	1.2
ゴ ム 製 品	1	1	0.2	19	21	0.1	X	X	-
皮 革	1	1	-	10	15	0.1	-	-	-
窯 業 ・ 土 石	27	26	5.1	394	452	2.8	760,901	745,406	2.5
鉄 鋼	4	5	1.0	186	284	1.8	867,923	711,953	2.3
非 鉄 金 属	2	4	0.8	11	33	0.2	X	7,290	-
金 属 製 品	40	44	8.6	890	935	5.9	1,372,955	1,345,406	4.4
一 般 機 器	18	20	3.9	449	524	3.3	859,167	710,894	2.3
電 気 機 器	6	8	1.6	111	133	0.8	155,096	548,070	1.8
情 報 通 信 機 器	1	-	-	41	-	-	X	-	-
電 子 部 品	5	5	1.0	2,850	2,765	17.3	6,334,100	6,510,340	21.4
輸 送 用 機 器	10	10	2.0	171	105	0.7	302,445	273,849	0.9
精 密 機 器	4	3	0.6	66	56	0.4	57,850	65,320	0.2
そ の 他	40	40	7.8	397	293	1.8	258,193	279,934	0.9

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕

（平成19年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成18年実数 (箇所)	平成19年		平成18年実数 (人)	平成19年		平成18年実数 (万円)	平成19年	
		実 数 (箇所)	構成比 (%)		実 数 (人)	構成比 (%)		実 数 (万円)	構成比 (%)
総 数	496	510	100.0	15,801	15,947	100.0	29,305,612	30,367,136	100.0
4 ～ 9 人	226	236	46.3	1,336	1,407	8.8	1,168,887	1,229,197	4.0
10 ～ 19 人	126	124	24.3	1,752	1,748	11.0	2,241,105	2,242,554	7.4
20 ～ 29 人	55	63	12.4	1,336	1,553	9.7	2,043,322	2,786,925	9.2
30 ～ 49 人	27	36	7.1	1,101	949	7.0	1,798,276	1,767,154	5.8
50 ～ 99 人	34	24	4.7	2,427	2,538	15.3	5,013,836	5,379,278	17.7
100～199 人	19	17	3.3	2,410	2,235	15.3	4,284,037	3,584,146	11.8
200～299 人	5	8	1.6	1,199	1,962	7.6	2,345,623	4,591,066	15.1
300～499 人	2	-	0.0	626	-	4.0	x	-	-
500 人以上	2	2	0.4	3,614	3,555	22.9	x	x	x

2 観 光 政 策 (観光政策課)

(1) 概 況

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成6年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開を図っている。また、平成15年9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議され、市民が誇りを持ち、そして国内外からの観光客の方々に心地よく滞在していただくよう”おもてなしの心”を大切に、個性豊かな観光都市の実現を目標としたまちづくりに取り組んでいる。

また、九州中央に位置する地理的特性を最大限に生かすために、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート
の全線開業を見据えた九州の縦軸ルート、或いは横軸ルートの広域観光戦略を進めているところである。

(2) 観光客の動向

年	項目	観 光 客 数 (千人)	対 前 年 比 (%)	宿 泊 客 数 (千人)	滞 留 率 (%)
16		4,125	97.7	1,743	42.3
17		4,115	99.8	1,757	42.7
18		4,292	104.3	1,843	42.9
19		4,670	108.8	1,952	41.8
20		5,718	122.4	2,075	36.3

(3) 観光・コンベンションの誘致

ア 観光客誘致対策事業

国内宣伝

- ・国内における各種広報媒体を活用した広報宣伝を行う。
- ・観光ホームページ「満遊!くまもと」による情報発信を行う。
- ・くまもとフィルムコミッションへの支援を行う。
- ・山陽道主要都市等において本市の観光地やイベント情報等の観光宣伝を行い、国内観光客誘致に取り組む。
- ・福井市「越前時代行列」へ参加する。
- ・修学旅行及び宿泊観光客誘致を行う熊本市観光誘致推進協議会への支援を行う。

広域観光ネットワーク推進

九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PRを行い更なる観光客誘致に取り組む。

- ・九州縦断県都観光ルート協議会（3市：熊本・福岡・鹿児島）
- ・東・中九州観光ルート協議会（4市：熊本・北九州・大分・別府）
- ・九州観光都市連盟（32市1町）
- ・阿蘇・熊本・天草観光推進協議会（3市：熊本・阿蘇・天草、4団体）
- ・熊本北部エリア広域観光推進協議会（2市2町：熊本市・玉名市・玉東町・植木町）
- ・熊本県観光連盟（熊本県、47市町村、202団体）

イ 海外観光客誘致対策事業

国際観光客誘致

- ・韓国・中国・台湾における海外観光展等への出展及び観光プロモーション事業
- ・海外向け観光パンフレットの制作及び広告掲出
- ・韓国旅行エージェント向けメール配信

ウ コンベンション誘致対策事業

コンベンション協会への支援

財団法人熊本国際観光コンベンション協会が実施するコンベンション・観光客誘致事業等を支援し、本市の観光の振興を図る。

(4) 観光・コンベンション受入機能の拡充

ア 観光客受入対策事業

熊本駅総合観光案内所・観光情報センターの運営

観光流動調査の実施

観光案内標識整備

観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための案内標識の整備を行う。

熊本城周遊バスの運行

熊本駅を基点とし、熊本城をはじめとする周辺の観光・文化施設を結ぶ熊本城周遊バスの運行を補助し、観光客の利便性向上を図る。

イ 観光イベント関連事業

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年で第32回目を迎える。市民のまつり、さらには観光のまつりとして、地域経済の活性化と観光振興につなぐべく盛大に開催する。

名 称 「第32回 火の国まつり」

期 間 平成21年8月7日(金)、8日(土)の2日間

主 催 「元気だ!くまもと」観光事業実行委員会、熊本市

会 場 熊本城二の丸広場、熊本市役所周辺 他

月日	8月7日(金)	8月8日(土)
主 要 行 事	・希望の火採火式・開幕式典 (熊本城二の丸広場) ・FMKオープニングステージ (熊本城二の丸広場) ・TKU納涼花火大会 (熊本城二の丸広場)	・火の国Dance Splash 2009 (センターコート・びぶれす広場) ・まつり交流都市観光コーナー (センターコート) ・火の国観光ステージ (びぶれす広場) ・おてもやん総おどり (熊本市役所周辺)

・くまもとお城まつり

熊本城を中心に四季折々の催しを継続的に開催し、魅力の発信とにぎわいづくりによる元氣なくまもとの創出を図っていく。

期間・内容

○夏のくまもとお城まつり ～城下町版～（平成21年7月18日～平成21年8月8日）

・走馬灯飾り（場所：サンロード新市街）

○秋のくまもとお城まつり（平成21年10月9日～平成21年10月18日）

・武道の祭典・太鼓響演ほか（場所：熊本城竹の丸ほか）

○冬のくまもとお城まつり（平成22年1月1日～平成22年1月3日）

・迎春行事（場所：熊本城奉行丸）

○春のくまもとお城まつり（平成22年3月20日～平成22年3月28日）

・第2回食も団子も花ざかり（場所：熊本城奉行丸）

※イベント内容は8月現在の予定であり、変更になる場合がある。

主 催 「元氣だ！くまもと」観光事業実行委員会、熊本市

（5）観光資源の魅力向上

ア 観光施設整備事業

観光施設の維持管理

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出の峠の茶屋公園、九州自然歩道利用拠点施設、九州自然歩道等の維持管理を行う。

イ 物産振興事業

熊本市物産振興協会等への支援、熊本県物産振興協議会での大阪物産展の開催などを行い、本市の物産品の宣伝及び販路拡大を図る。

(6) 熊本国際観光コンベンション協会

名 称 財団法人熊本国際観光コンベンション協会

設 立 年 月 日 平成3年11月1日

目 的 熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンション及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

事 業 コンベンションの誘致及び支援
観光客の誘致及び受け入れ
コンベンション及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝
コンベンション及び観光の企画及び調査
コンベンション及び観光に関する情報の収集及び提供
コンベンション及び観光に関する人材の育成及び啓発
観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営等

事務所の所在地 辛島町8番23号 桜ビル辛島町3階

基 本 財 産 平成20年度末 1,016,200,000円
(民間 316,200,000円)

コンベンション開催状況

年 度	16	17	18	19	20
件 数 (件)	292	304	351	371	366
人 員 (人)	114,711	144,546	150,875	146,229	152,671

(7) くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。なお、平成17年4月から民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

所 在 地 川尻1丁目3番58号

敷 地 面 積 898.18㎡

駐 車 場 面 積 1,963㎡

建 物 面 積 1,646㎡

開 設 年 月 日 平成3年7月30日

建 設 費 530,072千円

増 築 年 月 日 平成13年4月3日

建 設 費 127,467千円

主 な 設 備 実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー

自 主 事 業 伝統工芸品から現代工芸品まで、熊本市工芸産業振興協会会員の作品を常設展示している
ほか、伝統工芸月間事業、自主イベント等を開催
夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

(8) 名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園(約73,000㎡)と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、阿蘇の伏流水と言われる清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ 立田自然公園

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた宝物館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

オ 峠の茶屋公園

明治30(1897)年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ 武蔵塚

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を千葉城跡(現在のNHK)で閉じた。その墓は、江戸参勤交代の威儀を拝したいという武蔵生前の希望により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は大規模な改良整備のもと、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が「兵法五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせたと伝えられている五百羅漢もある。

3 動植物園（動植物園）

(1) 概 要

熊本市動物園は、昭和4年、水前寺公園の東側に開園し、市民の憩いの場として親しまれていたが、周辺地域が都市化したことで敷地の拡張が困難となったため昭和44年現在地に移転した。平成3年には、隣接地に整備を進めていた都市緑化植物園と一体となり熊本市動植物園が誕生、今年、開園80周年を迎えることとなり、現在、多くの人々に愛され親しまれている。

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。平成17年4月に開設した動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、動物たちの命の鼓動を直接感じるができる体験プログラム等や、園内日本庭園における「ホテルの里づくり」などの取り組みをととして、自然や命に関われるような事業を展開している。

このような中、平成19年から5期10年に渡り、老朽化した施設の整備と、動物の習性、行動に配慮した魅力的な展示を進めている。第1期工事（平成19年度～20年度）ではホッキョクグマ舎とサル舎の改修を実施し「サルたちの森」と「モンキーアイランド」が完成した。また、平成21年度から始まる第2期工事としてチンパンジー舎を新築予定である。

(2) 施設概要

所在地	健軍5丁目14番2号				
敷地面積	244,992,901㎡				
開園年月日	昭和4年7月26日（昭和44年7月1日移転開園、平成3年4月1日に動植物園新設）				
飼育動物	ほ乳類	42種	274点	鳥類	62種 607点
	爬虫類	18種	117点	両生類	0種 0点
	計			122種 1,006点（平成21年4月1日現在）	
植物園	花壇	3,539㎡	芝生	29,663㎡	バラ 200㎡
	高木	8,423本	低木	37,220本	生垣 670m
	花の休憩所	339種	3,690点（平成21年4月1日現在）		
動物資料館	竣工	平成元年7月31日			
	建築面積	1,634.55㎡			
	床面積	1,288.318㎡			
	構造	鉄筋コンクリート造平家建			
	主要施設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー（江津湖に住む魚類の水槽）			
	総工費	500,000千円			
花の休憩所	竣工	平成3年3月25日			
	建築面積	2,706.538㎡			
	床面積	2,388.773㎡			
	構造	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造			
	主要施設温室	展示室 ガイダンスホール			
	総工費	1,280,000千円			

飼育管理センター

竣 工 平成8年5月15日
 建 築 面 積 446.42㎡
 床 面 積 672.38㎡
 野外放飼場 105.40㎡
 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
 主 要 施 設 診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等
 総 工 費 290,000千円

緑の相談所 竣 工 昭和60年10月7日
 建 築 面 積 1,078.162㎡
 床 面 積 1,079.199㎡
 構 造 1F 鉄筋コンクリート造
 2F 鉄骨造

主 要 施 設 相談室 会議室 事務室
 総 工 費 300,285千円

遊 戯 施 設 ディスク・オー、ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、メロディペット、
 スーパーバイキング、新幹線、ティーカップなど

駐 車 場 普通車 860台 バス17台

入 園 料 (平成9年10月改訂)

	〔個人〕	〔団体〕	
大人・高校生	300円	240円	
小・中学生	100円	80円	(ただし、市内の小・中学生は名札 又は生徒手帳持参の場合、無料)
幼 児	無 料		

利用状況

年度 \ 区分	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (円)	施設利用料 (円)
16	646,050	83,604,000	149,513,840
17	579,347	85,484,160	142,686,300
18	613,358	91,085,120	170,657,470
19	574,267	84,598,840	153,777,250
20	607,651	90,208,720	166,110,380

4 熊 本 城

(1) 熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

加藤清正が、関ヶ原の戦いのあと、慶長6年（1601年）より7カ年の歳月をかけ完成させた熊本城は、豪壮な天守閣や独特の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず位置を肥後平野をのぞむ茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。また防備の面では、清正石垣と呼ばれる堅固で特異の勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内120カ所余の井戸、成長の早い榎や棕の植樹、畳の芯に食糧となる芋の茎を使うなど数々の配慮がみられる。このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年の西南の役で天守閣や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年8月清正公350年祭と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年1月には西南の役100周年記念事業として西大手櫓門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成9年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元を行い、平成20年3月熊本城築城400年を記念して総工費54億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

(2) 整備振興（熊本城総合事務所）

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核となる熊本城は、貴重な歴史文化遺産としてはもとより、本市最大の観光資源であり、更には「森の都」を印象づける緑の拠点として、今日まで市民や訪れる多くの人々に愛され続けてきたところである。

今後は、市民に地域の誇りと心のゆとりを提供する場としての価値をさらに高めるため、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図る。

復元整備

① 整備方針

・歴史的建造物の保存と復元

史料に基づき、歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める。

・都市の潤い空間としての環境整備

熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める。

・サービス空間の創出

史跡に配慮しながら、便益施設を充実させるとともに、歴史を学び、体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める。

② 整備手法

・城域のゾーニング

城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進める。

・整備期間

整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期（第Ⅰ期）的には、築城400年に併せて本丸御殿大広間など7つの建造物の復元整備を行った。現在は、第Ⅱ期復元整備事業として、馬具櫓一帯の復元整備を進めている。

③ 熊本城復元整備基金

市民総参加のもと、復元整備を進めるために、平成10年4月創設。広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とする。

【短期（第Ⅰ期）復元整備計画に伴う一口城主】

実施期間 平成10年4月1日～平成19年3月31日

城主数 27,156人 募金額 1,206,565,996円

【第Ⅱ期復元整備計画に伴う新一口城主】

実施期間 平成21年1月1日～（平成21年6月30日現在）

城主数 23,858人 募金額 281,843,123円

④ 復元整備

【短期（第Ⅰ期）復元整備計画】

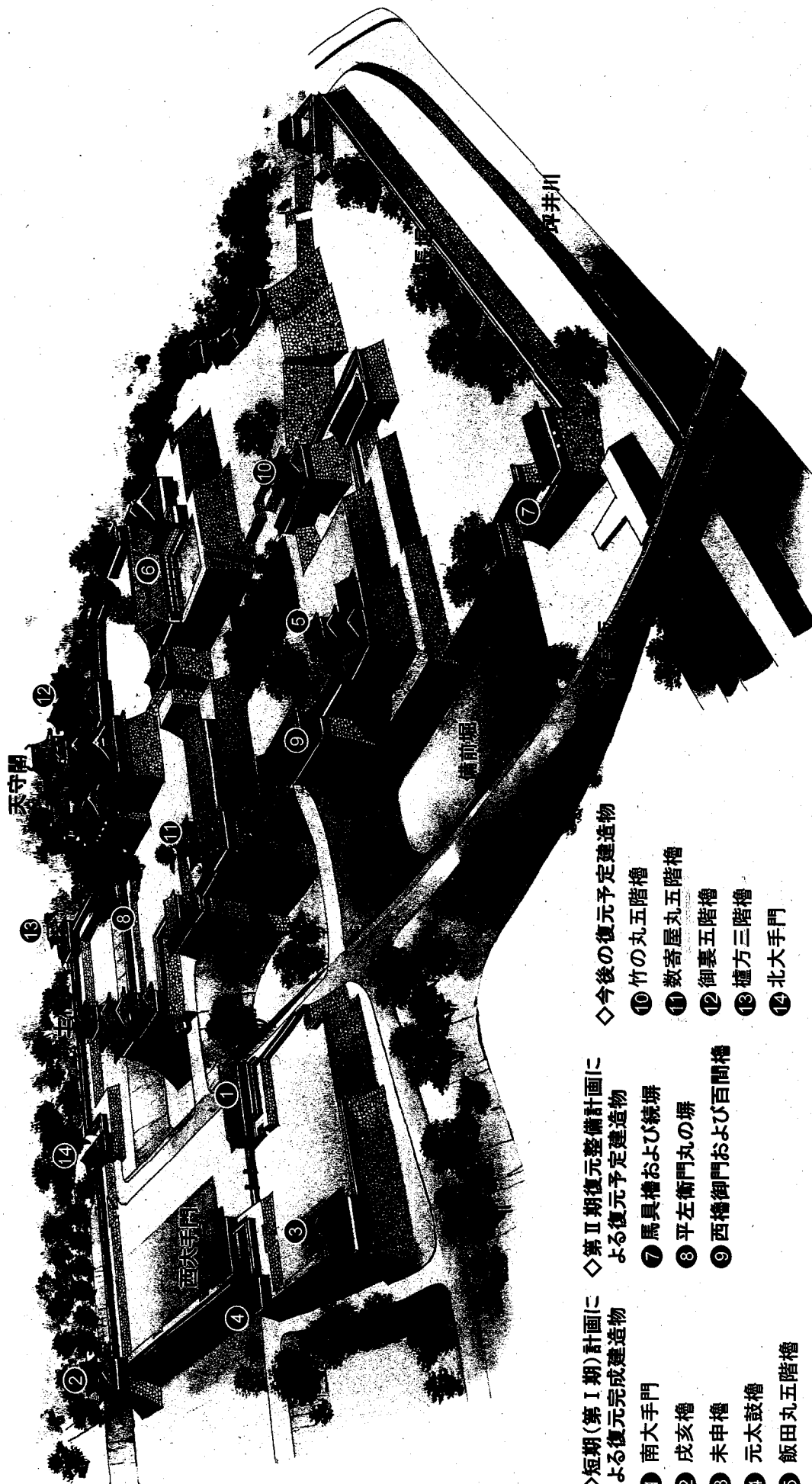
3つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元に力を入れることとし、築城400年にあたる平成19年を目標に、6つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元した。なお、平成11年の台風18号で倒壊した西大手門も再建した。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成10～15年度 事業費 約19億円
	西大手門	・平成12～15年度 事業費 約5億円
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	・平成10～16年度 事業費 約11億円
本丸一帯	本丸御殿大広間	・平成11～19年度 事業費 約54億円

【第Ⅱ期復元整備計画】

平成20年度から平成29年度の10年間を目処に、行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」、「西櫓御門及び百間櫓一帯」、「平左衛門丸の塀」の区域の復元整備を進める。

熊本城復元予想図



◇短期(第I期)計画による復元完成建造物

- ① 南大手門
- ② 戌亥櫓
- ③ 未申櫓
- ④ 元太鼓櫓
- ⑤ 飯田丸五階櫓
- ⑥ 本丸御殿大広間

◇第II期復元整備計画による復元予定建造物

- ⑦ 馬具櫓および続堀
- ⑧ 平左衛門丸の堀
- ⑨ 西櫓御門および百間櫓

◇今後の復元予定建造物

- ⑩ 竹の丸五階櫓
- ⑪ 数寄屋丸五階櫓
- ⑫ 御裏五階櫓
- ⑬ 櫓方三階櫓
- ⑭ 北大手門

(3) 施設管理（熊本城総合事務所）

ア 重要文化財

名 称	面 積	高 さ	長 さ	摘 要
宇 土 櫓	914.65 m ²	19.5 m	242.44 m	三層櫓（内部五階、地下一階）
長 堀		2.0		
田 子 櫓	49.96	6.23		単層櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十 四 間 櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源 之 進 櫓	108.40	北 5.602 南 6.122		単層矩折櫓
東十八間櫓	234.70			単層櫓
北十八間櫓	144.37			単層矩折櫓
五 間 櫓	35.37			単層櫓
平 櫓	111.17			〃
監 物 櫓	140.33			〃
不 開 門	39.01	5.72		脇戸付櫓門

入 園 料 高校生以上 500円
小中学生 200円 （団体割引 30人以上2割引）

※ ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料
旧細川刑部邸との共通券 大人 640円 小中学生 240円
熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円（高校生以上）

開 園 時 間 午前8時30分～午後6時（4月～10月） 午前8時30分～午後5時（11月～3月）
（ただし、入園は30分前締切）

休 園 日 年末（12月29日～12月31日）

利用状況

区分 年度	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (円)
16	752,763	279,892,530
17	825,807	305,859,430
18	988,434	370,918,080
19	1,228,268	398,643,360
20	2,219,517	854,613,980

ウ 肥後名花園

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和48年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥 後 菊	正式5間花壇に50品種を栽培	観賞 11月中旬
肥後花菖蒲	7間花壇5段に97品種700株を植え付け	観賞 6月上旬
肥後朝顔	19品種を500鉢に栽培	8月に展示会
肥後芍薬	7間花壇4段に25品種70株を植え付け	観賞 5月上旬
肥 後 椿	約900㎡の面積に51品種190本を植え付け	観賞 3月
肥後山茶花	約360㎡の面積に14品種73本植え付け	観賞 11月中旬

5 競 輪 事 業 (競輪事務所)

(1) 概 要

本市競輪事業は昭和25年7月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和37年4月自転車競技法の恒久立法化、同年10月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、競輪に限らず減少傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図っている。

その一方で、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行っている。

事業発足より現在までにおける売上額は、総額8,732億円余、熊本市財政への繰出金総額は639億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

現在の競輪事業を取り巻く状況は非常に厳しいが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。

(2) 施 設

所 在 地 水前寺5丁目23番1号

開 設 年 月 昭和25年7月

敷 地 面 積 43,181.63㎡ 競争路1周500m

駐 車 場 20,842.35㎡ (1,210台収容)

投 票 所 8ヵ所 窓口 155

支 払 所 8ヵ所 窓口 35

観 覧 席	定 員	12,000人	{	一 般	3,300人
				立 見	7,688人
				特別観覧席	1,012人

(3) 競輪事業の実績

区 分 \ 年 度	16	17	18	19	20
開 催 回 数	12	12	12	12	12
開 催 日 数	70	70	67	67	58
入 場 者 数	204,081	192,523	174,940	170,666	140,321
収 入	千円	千円	千円	千円	千円
入 場 料 (普通席)	10,204	9,626	8,747	8,533	7,016
〃 (特別席)	27,418	15,490	13,431	14,372	12,939
車 券 発 売 金	16,158,275	18,679,648	17,296,168	19,895,147	15,601,383
そ の 他 の 収 入	837,793	922,263	894,231	1,031,949	1,040,587
前 年 度 繰 越 金	185,592	472,740	1,111,070	1,303,529	789,432
支 出					
経 常 経 費	178,212	175,528	182,521	168,550	160,459
開 催 経 費	15,470,621	17,704,214	16,439,280	19,295,387	15,198,733
交 付 金	689,694	818,734	732,294	855,461	485,551
施 設 関 係	208,016	190,222	166,024	444,702	115,770
一 般 会 計 繰 出 金	200,000	100,000	500,000	700,000	400,000

(4) 競輪事業収益金の使途

区分 \ 年度	土木・住宅 関 係		民 生 関 係		教 育 関 係		衛 生 関 係		災害復旧 工事関係		そ の 他		合 計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
16	19,120	9.6	139,440	69.7	21,440	10.7	3,120	1.6	4,620	2.3	12,260	6.1	200,000	100.0
17	9,350	9.4	71,230	71.2	12,450	12.5	1,040	1.0	0	0	5,930	5.9	100,000	100.0
18	58,650	11.7	355,750	71.2	47,650	9.5	6,150	1.2	0	0	31,800	6.4	500,000	100.0
19	59,150	8.5	512,750	73.2	76,440	10.9	7,770	1.1	0	0	43,890	6.3	700,000	100.0
20	32,760	8.2	299,520	74.9	38,080	9.5	7,480	1.9	0	0	22,160	5.5	400,000	100.0

6 農 林 水 産 業

(1) 概 況 (農業政策課)

本市の農林水産業は、ナス・メロン・すいかなどの野菜、米をはじめ、みかん・梨などの果樹、花き、畜産などの豊富な基幹作目を有した多種多様な農業と有明海沿岸におけるノリ、魚介類等の海産物に加え、地下水を利用した錦鯉養殖等の水産業からなっている。

いずれも、都市近郊という優位性を活かし、農業については、市街化区域内、北部中山間、南西部水田、南東部水田、東部水田・畑作、北部水田・畑作、富合地域水田地帯において、地域性豊かな特色ある農業経営が行われ、農業産出額は、全国でも上位の地位を誇り、市民の食と環境を支えている。

しかしながら、本市の農業においても、近年、消費者の食の安全や農水産業、農水産業地域の持つ環境安全・景観維持等の多面的機能への関心が高まりつつある一方で、農水産業、農水産業地域は、担い手の高齢化、後継者の不足による活力の低下が懸念されている。また、水産業についても、漁場環境の変化や漁業者の減少、高齢化、価格の低迷などの問題を抱えているのが現状である。

このような中、西暦2018年を目標とした「第6次熊本市総合計画」の個別計画として平成20年度に策定した「熊本市農水産業計画」に基づき「農水産業の持続的発展」を基本目標に、安全・安心で良質な農水産物を生産し、消費者の理解を深め、消費拡大を図り、また、生産性・収益性の高い農水産業の実現に向け、担い手の育成や生産性の向上、経営安定のための支援、生産基盤の整備、環境保全に配慮した農水産業の実現に取り組み、夢のある・稼げる・やりがいのある農水産業の実現を図っていく。

ア 販売農家の農家戸数と農業就業人口 (農業政策課)

年度	区分	農家戸数 (戸)	農業就業人口 (人)	専業農家戸数 (戸)	兼 業 農 家 戸 数 (戸)		
					第1種兼業農家	第2種兼業農家	計
16		4,657	10,580	1,823	994	1,840	2,834
17		4,494	10,260	1,837	899	1,758	2,657
18		4,386	9,932	1,851	804	1,731	2,535
19		4,278	9,603	1,865	709	1,704	2,413
20		4,790	10,182	1,888	1,094	1,808	2,902

(注) 農林業センサス結果に基づく推計

イ 経営耕地面積 (販売農家) (農業政策課)

(単位: ha)

年度	区分	総経営耕地面積	水 田	畑		
				普 通 畑	樹 園 地	計
16		6,667	4,224	840	1,603	2,443
17		6,546	4,150	815	1,581	2,396
18		6,425	4,076	790	1,559	2,349
19		6,305	4,002	765	1,537	2,302
20		6,999	4,728	755	1,516	2,271

(注) 農林業センサス結果に基づく推計

ウ 林野面積 (生産流通課)

(単位: ha)

年度	区分	総面積	国有林	民有林					
				用材林	薪炭林	竹林	特殊林	要造林地	
	16	3,898	1,313	2,585	545	1,565	424	1	50
	17	3,880	1,285	2,594	545	1,565	424	1	59
	18	3,880	1,285	2,594	545	1,565	424	1	59
	19	3,880	1,285	2,595	545	1,566	424	1	59
	20	4,206	1,432	2,807	643	1,675	434	1	54

エ 民有林の樹種別面積と蓄積（生産流通課）

年度	区分	用材林		薪炭林		竹林		特殊林		要造林地
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		ha
16		545	198,772	1,565	239,347	424	466,555	1	—	50
17		545	204,036	1,566	240,862	424	466,383	1	—	59
18		545	208,977	1,566	242,034	424	466,383	1	—	59
19		545	213,636	1,566	243,046	424	466,323	1	—	59
20		643	247,616	1,675	257,476	434	477,303	1	—	54

オ 農業産出額（生産流通課）

（市農林水産振興部調）

年度	区分	水 稻		麦		大 豆		野 菜	
		作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額
		ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
16		3,160	2,051	173	75	163	26	2,025	15,844
17		3,180	3,333	162	87	156	57	1,990	15,660
18		3,170	2,863	195	78	154	54	1,660	13,821
19		3,110	3,064	183	41	164	50	1,527	13,798
20		3,440	4,215	571	138	172	40	1,611	14,734

花 き		樹 芸		果 樹		工芸作物（たばこ）	
作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額
ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
58.8	1,506	39	182	1,856	8,556	4	27
54.6	1,382	37	181	1,857	6,962	1	7
54.4	1,378	25	149	1,831	8,454	1	6
53.7	1,320	22.7	143	1,762	7,351	1	5
59.4	1,406	22.7	138	1,734	6,982	1	7

畜産戸数	酪 農		肉 用 牛		養 豚		馬	
	飼育数	生産額	飼育数	生産額	飼育数	生産額	飼育数	生産額
	頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円
戸								
123	2,596	2,100	1,126	438	4,566	375	406	382
118	2,525	2,040	1,190	482	4,991	392	303	260
110	2,393	1,851	1,188	470	4,987	397	395	424
105	2,300	1,804	1,309	463	4,850	359	416	401
104	2,301	1,821	1,248	400	5,353	453	433	415

養 鶏		緬山羊・養蜂		生産額合計
飼育数	生産額	飼育数	生産額	
羽	百万円		百万円	百万円
68,700	159	—	158	31,879
65,580	192	—	157	31,192
62,830	161	—	158	30,264
60,225	154	—	153	29,106
62,410	174	—	155	31,078

カ 漁船数（水産振興センター）

年度	数量 漁 船 数 (動力船)
15	1,329
16	1,310
17	1,347
18	1,372
19	1,397

(農林統計より)

キ 漁業生産額（水産振興センター）

年	乾 ノ リ		貝 藻 類		海 水 魚		淡 水 魚	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
	千枚	百万円	t	百万円	t	百万円	t	百万円
15	589,935	5,344	2,318	736	329	227	77	100
16	604,856	5,798	1,319	423	291	226	18	36
17	672,290	6,522	2,390	846	263	217	17	83
18	671,422	5,896	1,756	614	262	212	6	67
19	716,811	6,196	2,440	1,104	206	139	7	73

(市農林水産振興部調べ)

ク 農業協同組合（農業政策課）

(平成21.4.1現在)

名 称	組合員数 (人)	設立年月日
熊 本 市 農 業 協 同 組 合	17,103	平 4. 4. 1
熊本中央酪農農業協同組合	15	昭36. 8. 31
熊本宇城農業共同組合(富合地域)	1,328	平 8.10. 1

ケ 漁業協同組合（水産振興センター）

(平成21.4.1現在)

名 称	組合員数 (人)	設立年月日
河 内 漁 業 協 同 組 合	221	昭24. 8. 5
松 尾 漁 業 協 同 組 合	83	昭24. 6. 15
小 島 漁 業 協 同 組 合	283	昭24. 6. 15
沖 新 漁 業 協 同 組 合	401	昭24. 7. 4
臈 口 漁 業 協 同 組 合	185	昭24. 9. 27
海 路 口 漁 業 協 同 組 合	350	昭25. 5. 17
川 口 漁 業 協 同 組 合	314	昭24. 4. 9
熊 本 市 漁 業 協 同 組 合	141	昭24. 4. 22
白 川 漁 業 協 同 組 合	513	昭31. 4. 21

(2) 主要事業

ア 農林関係

① 農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画及び富合農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 16,374ha 農用地区域面積 6,411ha

② 農とびあ推進事業（農業政策課）

地域資源を活用して、農業者等のまちづくりとして地産地消の主体的な活動を支援することにより、その拠点づくりを目指す。

農とびあ推進計画に基づき、農とびあゾーンを指定し、具体的な実施計画づくりや実施される事業への支援等を行い、農をテーマとしたまちづくりを推進する。

地域づくり拠点型ゾーン＝農とびあ（消費者と生産者が共生するゾーン）

- ・ 新鮮で安全な農産物が購入できる
- ・ 地元の食材等で「食」を味わえる
- ・ 農業を体験できる
- ・ 独自の伝統文化等にふれあえる
- ・ 農の景観に親しめる

③ 中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成17年度から平成21年度まで5年間、毎年度直接支払いを実施する。

対象地域 旧河内町地域（芳野地区・河内地区）

対象農用地

- ・ 対象地域内に存する農振農用地区域内農地
- ・ 1ha以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
- ・ 急傾斜の農用地（田1/20以上、樹園地等畑15度以上）

対象面積 田14ha、畑811ha（平成20年度実績）

対象者 集落協定に基づき、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

④ 農業経営基盤強化促進対策事業（農業政策課担い手推進室）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こしの促進と認定者農業及び平成19年産から施行された水田経営所得安定対策に対応できる営農組織の支援・育成を図る。

事業内容

- ・ 基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）
- ・ 経営改善支援活動事業（情報ネットワークの構築・認定農業者の経営相談・指導の実施）

⑤ 強い農業づくり交付金 生産総合対策事業（生産流通課）

農産物の高品質化や低コスト化など生産体制の強化を図り、収益性の高い経営形態を確立し、農業経営の安定を図るための推進事業及び条件整備事業に取り組む。

- ・ 小規模土地基盤整備（改植・高接・作業道整備）
- ・ 低コスト耐候性ハウス導入

⑥ 園芸新たな挑戦強化対策事業（生産流通課）

園芸作物生産において高品質・省力化生産を図るため、施設、機械の導入を推進する。

- ・ 土壌消毒機の導入

⑦ 農作物鳥獣被害対策事業（生産流通課）

近年、イノシシ・カラス等の鳥獣による農作物被害が甚大であるため、関係農区や猟反会等と連携し、予察に基づいた駆除を行うとともに、自衛対策等についての啓発を行う。

⑧ 熊本市生産向上対策事業（生産流通課）

組織的に農業機械等を導入することにより、農作業の省力化及び経営安定に寄与する。

- ・ 自脱型コンバイン等導入

⑨ 土壌病虫検査室 分析・診断事業（生産流通課）

農業生産指導の一環として、土壌・堆肥・作物体の各種肥料成分等の分析・病虫害診断を実施して、農業生産の向上に寄与する。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 土壌養分分析 | (2) 農業用水・養液分析 |
| (3) 作物体・堆肥等分析 | (4) 病虫害診断 |
| | (5) その他 |

分析実績

（単位：件）

年度 項目	16	17	18	19	20
土 壌 養 分 分 析	863	814	653	799	1,407
農業用水・養液等分析	28	17	26	21	17
作物体・堆肥等分析	4	6	9	19	3
病 害 虫 診 断	173	44	31	38	88
そ の 他	62	26	32	15	20
計	1,130	907	751	892	1,535

⑩ 環境にやさしい農業推進事業（生産流通課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進し、新鮮かつ安全な農産物の生産振興を図る。

- ・ 適正施肥管理対策の推進
土壌分析結果に基づく適正施肥の推進
- ・ エコファーマー認定の推進
- ・ 減農薬の推進
農薬の適正使用と減農薬技術の導入
- ・ 農業関連廃棄物の適正処理とリサイクル推進
- ・ 省エネルギー化の推進
効率的なエネルギー利用
- ・ 下水処理水再利用実用化試験

⑪ くまもと農・林・水「夢」挑戦事業チャレンジ支援事業（生産流通課）

農業・農村の活性化に向け、地域の知恵や創意工夫を活かした主体的かつ実験的な取り組みにチャレンジする農業者を支援する。

- ・ 裏漕し機導入

⑫ 水田農業構造改革対策（農業政策課 担い手推進室）

平成14年12月「米政策改革大綱」が決定され、この大綱に基づき平成16年度から新たに本対策が実施されることとなった。消費者・市場重視の考え方に立ち、需要に応じた米づくりの推進を通して、地域自らの発想・戦略により水田農業の将来方向を明らかにした水田農業ビジョンを作成し、平成24年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すものである。

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
実施農家数（戸）	3,404	4,907	4,391	2,971	5,027
水稻生産目標数量（トン）	16,856	16,771	16,687	9,743	16,605
水稻生産確定数量（トン）	10,118	14,546	12,246	9,735	16,602
水稻作付確定面積（ha）	1,865	2,697	2,265	1,787	3,002
主食用水稻作付面積（ha）	1,558	2,657	2,064	1,453	2,873
水稻作付超過率（％）	83.5	98.5	91.5	81.3	95.7

※ 水稻生産実施計画書提出者のみの実績

⑬ 農漁業後継者の育成（担い手推進室・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する組織育成やリーダー養成をはじめ、経営管理能力向上のための研修会等を実施する。

また機械、施設等の設置に対する融資制度を実施する。

⑭ みかん実験農場（生産流通課）

所在地	松尾町上松尾字筒井1093番地2		
面積	総面積	3.5ha（圃場2ha：原野他1.5ha）	
植栽本数	早生温州	360本	雑柑 262本
	普通温州	149本	落葉果樹 75本
施設	管理棟	1棟	97.05㎡
	（事務室14.9㎡、実験室29.15㎡、研修室53.0㎡）		
	ガラスハウス	1棟	44.71㎡
事業概要	温州みかん、中晩柑の高品質果実生産実証試験		
	普及奨励品種の栽培実証展示圃の設置		
	研修、講習、実習、講演会等の実施		
	学童、幼児を対象とした体験学習の受入れ		

⑮ くまもと春の植木市（生産流通課地産地消推進室）

四百数十年の歴史をもつ、本市恒例の「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成20年度実施状況

開催期間	平成21年2月1日（日）～3月10日（火） 38日間		
場所	戸島いこいの広場（熊本市戸島町）		
面積	約45,000㎡（会場）		
	うち駐車場約21,000㎡		
展示小間数	約492小間（1小間当たり10㎡）		
	うち、ビニールハウス約170小間		
出展品目	庭園樹（大物、小物）・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等（約100万点）		
出展業者	140業者		

⑯ 市民農園（生産流通課地産地消推進室）

市民農園は、遊休農地を有効利用して自家用野菜や花をつくるなど、市民が農業との関わりを持てる場を提供し、農業に対する理解を深めてもらうとともに、利用者のレクリエーションの場や高齢者の生きがいくりの場として、昭和58年度より開設している。

- ・ 利用料金1区画（15㎡）5,000円
- ・ 農園数 14農園
- ・ 区画数 948区画

（平成21年4月現在）

名 称	所 在 地	区画数	名 称	所 在 地	区画数
月出山市民農園	月出3丁目2432-56外1筆	108	川尻市民農園	八幡11丁目723外1筆	46
麻生田 〃	麻生田4丁目1634-1	73	鶴羽田 〃	鶴羽田町1117-1	67
帯山 〃	帯山7丁目764	65	長嶺南 〃	長嶺南8丁目1370-1	94
桜木 〃	桜木4丁目54	48	中島 〃	沖新町4238-2	67
柿原 〃	花園7丁目1990	42	国府本町 〃	国府本町75	81
花立 〃	花立6丁目541-1	40	田迎 〃	田迎6丁目71-1外1筆	98
高平 〃	高平1丁目324-1外2筆	56	近見 〃	近見4丁目228外2筆	63

イ 畜産関係（生産流通課）

畜産総合対策事業

高品質生産能力を有する家畜の生産を奨励するとともに、家畜伝染病等発生を未然に防止することで、畜産物生産基盤の確立と畜産農家の経営安定を図る。

- ・ 高品質家畜生産奨励事業
- ・ 家畜防疫確立対策事業

ウ 水産関係（水産振興センター）

生産基盤の整備（漁港・漁場の整備）

安全で使い易い漁港施設の整備拡充や豊かな漁場づくりを目指して、水産基盤整備事業の長期計画に沿って漁港の基本機能施設の整備と漁場の整備・保全を行う。また、アサリ漁場の整備により、漁場の維持保全と水産資源の持続的生産を図る。

- ① 地域水産物供給基盤整備（海路口漁港の改修等）
- ② 漁港浚渫土砂の仮置場整備
- ③ アサリ漁場整備（覆砂事業）

漁港施設

（平成20年度現在）

名称	区分	所在地	種別	現 有 施 設 延 長		登録漁船数 (隻)	利用漁船数 (隻)
				外かく施設 (m)	係留施設 (m)		
沖新漁港		沖新町	第1種	894.7	—	126	0
四番漁港		沖新町・島口町	〃	1,451.7	715.6	302	428
海路口漁港		海路口町	〃	1,829.8	421.5	76	76
天明漁港		川口町	〃	134	841.2	376	393
計				4,310.2	1,978.3	880	897

水産業経営安定強化

① 水産物の生産振興

水産資源の維持増殖のため、クルマエビ・ガザミなどの種苗放流やアサリ資源保護施設の設置補助及びノリ養殖技術の指導普及により漁業生産の向上と経営の安定に努める。

② 経営安定に向けた支援と担い手の育成

漁家経営の近代化と安定化を図るため、市振興資金の貸し付けにより、優良種苗の導入、漁船の建造、養殖設備の近代化等を促進している。また、次世代経営者（後継者等）に漁業技術の研修や漁家経営安定のための情報提供を実施し、意欲と能力のある担い手の育成を図る。

エ 耕地関係（耕地課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取組み生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除施設あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

地区名 区分	画図北部地区 外 1 地区
総事業費	2,726 百万円
事業量	排水路 L=2,010m 排水機 16t
事業年度	平成3 ～ 23年
受益面積	173ha

経営体育成基盤整備事業

地区名 区分	南尾迫地区（植木町区域含む） 外 2 地区
総事業費	7,653 百万円
事業量	区画整理 A=276ha
事業年度	平成14 ～ 26年
受益面積	300ha

農業防災事業（県営）

地区名 区分	除川地区 外 1 地区
総事業費	1,193 百万円
事業量	排水機 12t
事業年度	平成19 ～ 25年
受益面積	212ha

農道整備事業（県営）

地区名 区分	上松尾2期地区 外 2 地区
総事業費	1,415 百万円
事業量	農道 L=4,120m
事業年度	平成18 ～ 26年
受益面積	350ha

海岸保全事業（県営）

地区名 区分	沖新地区 外 2 地区
総事業費	11,581 百万円
事業量	消波工等 L=13,991m
事業年度	平成20 ～ 24年

農地保全事業（県営）

地区名 区分	塩屋地区 外 3 地区
総事業費	3,558 百万円
事業量	排水路 L=16,726m 水兼農道 L= 6,583m
事業年度	平成7 ～ 25年
受益面積	180ha

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

地区名 区分	中島南北地区 外 1 6 地区
総事業費	254 百万円
事業量	エンジンオーバーホール他
事業年度	平成17 ～ 25年

(3) 農林漁業振興資金貸付（農業政策課・水産振興センター）

ア 農林漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
農林資金	農業協同組合銀行	施設資金（果樹にかかるものを除く） 温室、ハウス、灌水、加温、防除、農産物貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 （共同施設については100%以内）	7年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		果樹経営安定資金 灌水、加温、防除、貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 （共同施設については100%以内）	7年以内		
		農業機械資金 耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具等	事業費の80%以内 （共同購入等については100%以内）	7年以内		
		種苗資材資金 種苗購入、資材購入等	事業費の80%以内 （共同購入等については100%以内）	5年以内		
		農作物生産基礎条件整備資金 天地返し、暗きよ、客土等	事業費の80%以内 （1ha以上の面的事業については100%以内）	3年以内		
農業及び漁業後継者育成資金	農業協同組合銀行	農業及び漁業後継者が新しく実施する家畜、種苗養殖用雑魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 （100万円を超える額の貸付については、5年以内）	無利子	元金均等年賦払
畜産資金	農業協同組合銀行	種畜導入資金	乳牛（牝） 1頭につき35万円以内	4年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
			繁殖肉牛 1頭につき35万円以内			
			馬 1頭につき35万円以内	3年以内		
			豚 1頭につき10万円以内			
		家畜導入資金	肉用牛 1頭につき35万円以内	3年以内		
			肉用雄子牛 1頭につき10万円以内			
			肉用馬 1頭につき35万円以内			
			豚 1頭につき2万円以内			
		畜産施設資金 畜舎の新築・改造又は器具の購入等	事業費の80%以内 （共同施設・共同購入については100%以内）	7年以内	無利子	
		畜舎ふん尿処理施設資金	事業費の80%以内 （共同施設については100%以内）	7年以内		
畜舎移転資金	事業費の80%以内 （共同施設については100%以内）	7年以内				
水産資金	農業協同組合銀行	資材種苗（海面）	1件につき100万円以内	2年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		機械器具（ 〃 ）	1件につき200万円以内	5年以内		
		養殖施設（内水面）	1件につき100万円以内	3年以内		
		種魚（ 〃 ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		稚魚（ 〃 ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		漁船建造	1件につき500万円以内	5年以内		

イ 貸付状況

資金名	17 年 度		18 年 度		19 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円
農 林 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
果 樹 経 営 安 定 資 金	0	0	0	0	0	0
農 業 機 械 資 金	3	5,940	3	5,940	0	0
農 林 種 苗 資 材 資 金	0	0	0	0	0	0
農作物生産基礎条件整備資金	0	0	0	0	0	0
農業及び漁業後継者育成資金	20	41,790	20	41,790	17	36,260
種 畜 導 入 資 金	1	1,050	1	1,050	1	700
家 畜 導 入 資 金	1	4,800	1	4,800	0	0
畜 産 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
畜産ふん尿処理施設資金	0	0	0	0	0	0
畜 舎 移 転 資 金	0	0	0	0	0	0
資 材 種 苗 資 金	71	63,000	71	63,000	53	48,700
機 械 器 具 資 金	28	37,000	28	37,000	27	46,000
養 殖 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
種 魚 ・ 稚 魚 資 金	0	0	0	0	0	0
漁 船 建 造 資 金	16	32,000	16	32,000	13	41,300
農漁業生活環境整備資金	0	0	0	0	0	0
災 害 対 策 資 金	0	0	0	0	0	0
合 計	140	185,580	140	185,580	111	172,960

7 食肉センター（食肉センター）

（1）概 況

食肉センター（卸売市場）は、昭和13年に熊本市営と畜場として設置し、昭和40年に名称を「熊本市食肉センター」に変更するとともに、食肉卸売市場を開設しました。現在、本県内外の衛生的かつ安全な食肉の供給とともに、食肉流通拠点としての機能・役割を担っている。

（2）施 設

所 在 地 南熊本2丁目3番1号

昭和13年 9月 熊本市営と畜場を設置する

昭和40年 4月 熊本市食肉センターと名称変更する

昭和40年10月 熊本市食肉卸売市場を開設する

昭和48年 1月 指定市場「熊本市食肉地方卸売市場」となる

建 築 面 積 鉄筋一部木造 2,909.62㎡

敷 地 面 積 10,454.78㎡

施設名称	構 造	面 積	能 力	備 考
食肉センター事務所	木造瓦葺2階建	268.9㎡		1階139.9㎡ 2階129㎡
懸 肉 室	鉄筋コンクリート、一部	475.9		
食 肉 卸 売 場	屋根鉄骨コンクリート	293.6		昭和48. 7 冷房設備
冷 蔵 庫	〃	481	豚換算 775頭	昭和39.12 192㎡設置 昭和42.11 240㎡増設 昭和55. 3 34㎡増設 平成 6. 3 15㎡増設
と 室	〃	838.1		昭和40. 4 解体室666.1㎡ 内臓処理室177㎡
け い 留 所	〃	478.9		昭和55. 7 小動物けい留所411.8㎡ 大動物けい留所 67.1㎡
浄 化 槽	活性汚泥方式	720	日間処理 能力 750t	昭和40. 3 250t 設置 昭和42. 6 250t 増設 昭和48.10 250t 増設
簡 易 焼 却 炉		40.2	1基	平成 8. 3 150K/時
控 室	木造瓦葺	48		平成 8. 3 改造

(3) と畜頭数

(単位:頭)

年度 区分	16	17	18	19	20
牛	9,201	9,301	9,181	8,965	8,922
馬	4,328	4,278	4,058	3,784	3,684
豚	42,119	39,540	38,819	38,436	37,907
緬山羊	0	0	0	0	0
計	55,648	53,119	52,058	51,185	50,513

(4) 使用料及び手数料

(単位:円)

区 分 使用料 手数料	牛	馬	豚				牛 60kg 以下	こ馬	緬山羊		改正年月日
			一般		大貫				20kg 以上	20kg 以下	
			湯はぎ	皮はぎ	湯はぎ	皮はぎ					
と畜解体等手数料	3,100	3,100	1,064	1,146	1,476	1,630	1,250	1,450	650	550	平成 8. 4. 1
内臓洗い手数料	2,000	1,500	洗い140		ボイル80		1,000	750	140	140	平成 8. 4. 1
と 畜 場 使 用 料	1,100	1,100	600				250	450	150	50	昭和58. 4. 1
検 査 手 数 料	400	400	200				400	400	200	200	平成12. 4. 1
冷 蔵 庫 使 用 料	180	180	90				90	90	90	90	昭和58. 4. 1
市 場 使 用 料	売上金の 1,000分の2										昭和48. 4. 1

8 農 業 委 員 会（農業委員会事務局）

農地等利用関係の調整

ア 農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係申請処理状況（平成20年度）

（単位：㎡）

農 区	農 区 名	農地法第3条				農地法第4・5条								農地法第20条		非農地証明		そ の 他	合 計	
		(所有権移転)		(使用貸借権・賃借権の認定・移転)																
		件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積		件数	面 積
1	上 熊 本					47	18,757	16	7,487	30	9,471	1	1,799					47	18,757	
2	白 坪					31	17,765	9	4,712	19	9,771	3	3,282					31	17,765	
3	本 山					2	260	2	260									2	260	
4	画 園	6	9,680			114	76,560	16	5,579	98	70,981			4	5,729			124	91,969	
5	健 軍	1	7			23	17,682	8	3308	14	14,232	1	142					24	17,689	
6	清 水	2	1,902	1	1,005	77	33,716	20	9,647	57	24,069							80	36,623	
7	力 合	3	4,707	1	991	48	28,472	10	5,182	38	23,290							52	34,170	
8	日 吉	5	5,619			25	8,353	10	3,181	15	5,172			2	3,017			32	16,989	
9	出 水					50	17,896	20	9,348	30	8,548							50	17,896	
10	川 尻	3	11,072			6	2,984	1	452	5	2,532							9	14,056	
11	田 迎	2	2,384	3	7,633	19	8,861	8	4,053	10	4,804	1	4					24	18,878	
12	御 幸	10	9,771	5	14,902	32	13,466	8	3,892	22	9,374	2	200	4	10,822	1	105	52	49,066	
13	池 上	7	2,673			23	8,918			22	8,864	1	54					30	11,591	
14	城 山	6	6,852	2	14,399	41	17,549	6	1,974	34	10,817	1	4,758	4	12,375			53	51,175	
15	秋 津	1	381			19	13,385	9	7,170	9	6,020	1	195	2	4,734			22	18,500	
16	松 尾	8	8,202	7	15,969	12	5,806	5	2,001	5	3,453	2	352	1	2,052	1	44	29	32,073	
17	小 島	11	34,526	6	19,761	3	1,427	1	999	2	428							20	55,714	
18	龍 田	2	555	1	2,464	51	37,138	9	6,006	41	30,468	1	664	1	2,330			55	42,487	
19	中 島	18	35,471	5	13,123	9	3,792	2	503	7	3,289			3	6,876			35	59,262	
20	供 合	4	9,301			29	23,938	5	1,705	18	11,708	6	10,525	1	4,634			34	37,873	
21	広 畑			1	4,708	42	26,508	20	14,112	21	11,145	1	1,251	1	630			44	31,846	
22	小山戸島	15	41,867	4	17,783	30	17,625	10	4,964	19	12,514	1	147	3	9,543	1	737	53	87,555	
23	西 里	34	48,394	3	14,553	20	11,251	5	3,767	9	5,035	6	2,449	3	6,780	1	85	61	81,063	
24	川 上	11	24,983	2	12,725	53	25,445	21	16,640	32	8,805			2	15,084			68	78,237	
25	河 内	15	21,025	4	19,611	5	1,200	2	610	1	112	2	478	1	2,655	1	231	26	44,722	
26	芳 野	20	63,523	2	15,308	8	4,820	2	1,896	2	1,222	4	1,702					30	83,651	
27	八分字	7	9,162	1	2,241	27	10,886	8	4,323	19	6,563			1	567			36	22,856	
28	藤 富	6	4,869			5	2,195	2	932	3	1,263			1	967			12	8,031	
29	並 建	12	13,242	5	12,610	16	8,311	3	757	13	7,554			1	1,004			34	35,167	
30	中 緑					8	3,094			8	3,094			1	985			9	4,079	
31	銭 塘	3	5,419	2	19,313	3	1,544	2	1,049	1	495			3	2,168			11	28,444	
32	奥古閑	4	10,201	1	2,064	3	1,647	2	1,495	1	152			2	3,074			10	16,986	
33	海路口	6	16,911	3	17,485	6	2,172	2	801	4	1,371			1	2,473	1	388	17	39,429	
34	川 口	10	16,316			7	2,200	2	584	4	1,425	1	191	5	10,981	1	187	23	29,684	
35	杉 合	10	12,855			24	19,869	3	4,107	21	15,762			12	27,069			46	59,793	
36	守 富	16	48,756	8	73,446	39	49,672	4	4,585	35	45,087			15	49,910			78	221,784	
合 計		258	480,626	67	302,094	957	545,164	253	138,081	669	378,890	35	28,193	74	186,459	7	1,777	1,363	1,516,120	

農地法第4・5条・許可不要用途別転用実績

(平成20年度)

		合 計				比 率 (%)
		件 数	面 積 (㎡)			
			田	畑	計	
住宅用地	農 家 住 宅	36	11,629	5,450	17,079	3.59
	一 般 個 人 住 宅	374	77,806	75,427	153,233	32.22
	集 団 住 宅、その他	244	42,966	125,085	168,051	35.33
	小 計	654	132,401	205,962	338,363	71.14
農 鉱 工業用地	農 林 漁 業 用 施 設	23	5,135	4,397	9,532	2.00
	鉱 業	—	—	—	—	—
	建 設 業	9	4,149	4,075	8,224	1.73
	金 属 機 械 工 業	1	559	—	559	0.12
	化学・紙パルプ工業	—	—	—	—	—
	繊維・食料品工業	1	496	—	496	0.10
	電気・ガス・水道事業	13	10,525	4,600	15,125	3.18
	そ の 他	28	4,907	13,112	18,019	3.79
	小 計	75	25,771	26,184	51,955	10.92
公共施設用地	官公署・病院等公共用地	13	5,033	4,656	9,689	2.04
	学 校 用 地	2	—	2,746	2,746	0.58
	公 園 ・ 運 動 場 用 地	3	4,758	3,958	8,716	1.83
	道・水路、鉄道用地	33	651	1,485	2,136	0.45
	小 計	51	10,442	12,845	23,287	4.90
その他の施設用地	運輸通信業建物施設	11	2,345	1,026	3,371	0.71
	商業・サービス業	36	10,764	7,362	18,126	3.81
	ゴルフ場その他レジャー施設	—	—	—	—	—
	そ の 他	55	14,582	17,531	32,113	6.75
	小 計	102	27,691	25,919	53,610	11.27
植 林		10	1,373	7,035	8,408	1.77
合 計		892	197,678	277,945	475,623	100.00

(1) 農地調整事務処理事業

農地の利用関係の紛争に係る和解の仲介処理を行っている。

(2) 国有農地管理处分事務

国有農地の買収、売払、貸付等管理处分とその対価徴収事務を行っている。

(3) 農地流動化地域総合推進事業

農地流動化目標を達成するため各関係機関と連携を図り、農地の出し手・受け手の意向等の把握と農地流動化調査分析によって事業を推進する。

(4) 農用地利用調整特別事業

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の利用・税制等に関する専門的な知識を備えた集積促進委員を設置し、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を推進した。

農地利用集積実践実績（平成20年度）

（単位：㎡）

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	360	6年未満	300,592	64,228	364,820
		6年以上10年未満	8,655	3,562	12,217
		10年以上	387,125	177,448	564,573
		小 計	696,372	245,238	941,610
利 用 権 再 設 定	189	6年未満	432,276	149,619	581,895
		6年以上10年未満	1,792	7,084	8,876
		10年以上	92,474	27,207	119,681
		小 計	526,542	183,910	710,452
所 有 権 移 転	39		65,296	21,840	87,136
利 用 権 移 転	6		25,647	0	25,647
合 計	366		1,313,857	450,988	1,764,845

(5) 農業者年金業務

農業者の老後生活の安定、経営移譲による農業後継者の育成、確保と経営規模の拡大を目的とする業務を行っている。

（旧制度）

（平21.3.31現在）

種 別	待 期 者 (人)	合 計 (人)	受 給 者 (人)		
			経営移譲年金	農業者老齢年金	特例老齢年金
人 数	340	2,544	1,255	1,178	111

（新制度）

（平成21.3.31現在）

種別	加入者(人)			待期者(人)	受給者(人)		
	合計(人)	通常加入者	政策支援加入者		合計(人)	特例付加年金	農業者老齢年金
人数	252	142	110	47	3	0	3

(6) 農業委員会活動強化事業

熊本市に隣接する農業委員会と、地域に密着した主体的な広域連携活動を強化するとともに、農地無断転用及び遊休農地の現場での監視活動の強化等、具体的な取組みを推進している。